平成２３年第３回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（平成２３年９月８日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

◎出席議員（２０名）

議長	１番	馬場騎一君
副議長	１５番	小比類巻雅彦君
	２番	澤口正義君
	３番	瀬崎雅弘君
	４番	奥本菜保巳君
	５番	加澤　明君
	６番	鈴木重正君
	７番	藤田光彦君
	８番	天間勝則君
	９番	太田博之君
	１０番	堀　光雄君
	１１番	春日洋子君
	１２番	野坂篤司君
	１３番	西村盛男君
	１４番	小比類巻正規君
	１６番	舩見亮悦君
	１７番	山本弥一君
	１８番	堤　喜一郎君
	１９番	小比類巻種松君
	２０番	森　三郎君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（２９名）

市長	種市一正君
副市長	大塚和則君
政策財政部長	米田光一郎君
総務部長	工藤智彦君
民生部長	野々宮忠良君
健康福祉部長	宮古直志君
経済部長	中野渡　進君
建設部長	中西敬悦君
上下水道部長	宮古健一君
政策推進監	中村健一君
政策財政部参事兼政策調整課長	山本文彦君
政策財政部参事兼広報広聴課長	菊池弘義君
総務課長	平出修一君
秘書課長	繋　範雄君
管財課長	尾崎正光君
介護福祉課長兼いきいきデイセンター所長	田面木るり子君
家庭福祉課長	大沢武彦君
健康推進課長	山本智香子君
農政水産課長	谷坂昭博君
産業政策課長	遠藤恵介君
三沢病院事務局長	大澤裕彦君
三沢病院事務局医療情報システム課長	工藤英貴美君
消防長	月館　孝君
教育委員長	熊野　稔君
教育長	吉田　健君
教育部長	今村哲也君
代表監査委員	和泉英世君
選挙管理委員会委員長	河村幸利君
選挙管理委員会事務局長	立崎裕輔君

◎職務のため出席した職員

事務局長	佐々木卓也	君
次長	村井拓司	君
庶務係長	大塚英知	君
主査	山本聡	君
主査	鳴海拓	君

午前１０時００分　開議

○議長（馬場騎一君）　出席議員は定足数に達しておりますので、２日目の本会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（馬場騎一君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり進めます。

８番天間勝則議員の登壇を願います。

○８番（天間勝則君）　皆さん、おはようございます。

通告に基づいて順次質問させていただきます。

今回の台風１２号の災害で亡くなられた方、そして、被害に遭われた方に対し、衷心より御冥福とお見舞いを申し上げます。早期の復興・復旧を願うものであります。

そして、国会では政権交代がなされ、野田総理大臣が誕生いたしました。新しい内閣も始動しておりますが、総理大臣の考え一つで、各自治体に大きな影響があるわけであります。まずは、震災、台風の被害の復興・復旧、そして、福島原発の早期の収束に力を注いでいただきたいと思います。

そのほかにさまざまな問題がありますが、今、国難と言われております国、自治体をこれ以上低迷させることなく、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。そのようなことを思いながら質問をさせていただきたいと思います。

最初の質問でございます。スポーツ大会誘致についてであります。

先般、北東北３県において全国高等学校総合体育大会が開催されましたが、三沢市においては競技大会はありませんでした。競技大会はありませんでしたが、近場において十和田市が空手道の会場になっており、全国から選手を含め、応援団で十和田市、三沢市は宿泊施設が満杯でありました。このような大会一つとっても、経済波及効果は絶大だと思うわけでございます。

そのほかに、青森市では体操・新体操、ソフトテニス、卓球、テニス、弘前市では登山、相撲、バトミントン、剣道、八戸ではバレーボール、アーチェリー、むつ市においてはフェンシング。１カ月を通し、競技が行われました。三沢市で競技種目があれば、経済効果はより一層図られたと思うわけであります。

そこで、期待したいことは、(仮称)三沢国際交流スポーツセンターであります。国際規格での施設と聞いておりますが、ぜひ早期の実現を期待し、推進してもらいたいと思っております。

また、県内においても、県高校総体、中体連等の競技は、三沢市では何年も開催されておりません。三沢市で開催できるよう努力すべきだと考えます。

これからは、高規格の野球場をつくるとしても、莫大な費用が必要なわけでありますから、厳しい面も多分にあると思うわけであります。私は、的を絞って、既存の施設を有効利用すべきだと考えます。

例えば、既存の野球場をソフトボール場として、女性に配慮した改装をして、誘致していく方策もあると思うわけであります。また、ジュニア専用野球場として併用もできると考えるわけであります。

また、サッカー場も誘致のできる範囲で整備し、大会の誘致を推進していくのも一つの考え方だと思うわけであります。

そして、経済波及を促し、三沢市の商業の活性化、そして、地場産品の消費の促進に努めていくべきだと考えるわけであります。

スポーツ大会を通じ、まちの活性化に努めていくべき考えから、三沢市のスポーツ施設は老朽化が進み、大会の規格に合わない施設が多くなっております。スポーツ大会を誘致できない現状です。三沢市の活性化の一つとして、施設の充実を図り、スポーツ大会誘致

に努めるべきだと考えますが、当局の考えを伺います。

２問目の質問であります。ＭＧプラザの有効利用についてであります。

三沢市の公共施設も老朽化が進み、今後、建てかえの検討をしなければならない施設も何カ所かあると思います。建てかえるとなると、国の交付金を要望しなければ、財政上厳しいものがあると思いますが、現状、国としても地域主権を進める中で、一括交付金制度を進めてきており、上物に対しての交付金は厳しさが増すだろうと聞いております。

その中で、既存の施設を有効利用できないかということであります。例えば、ＭＧプラザの一角を国際交流の場として、市民と外国人が共有できる場所として、また、市民の安らぎの場所として活用するのも一つの考えだと思うわけであります。市民の皆さんには、利用価値の高い施設にすることが求められます。

以前、中心市街地活性化特別委員会の視察で、静岡県藤枝市に参りました。これは、病院跡地利用としての機能も含めておりますが、藤枝市では、にぎわい再生拠点施設整備事業として取り組み、土地は市から民間へ貸し付け、建物は民間が施工し、３階フロア全部を市立図書館として市が借り入れ、市民サービスに努めております。そのほかに、１階、２階は商業店舗、飲食、衣料、書籍、４、５階は映画館の形態で進めております。市民には利用価値の高い施設になっているということであります。

三沢市においても、今後、公共施設の建設を検討するのであれば、建物の建設費、維持管理の軽減のため、ＭＧプラザを有効利用して、そして、いろいろな角度から中心街活性化に取り組むべきだと思うわけであります。

方向性として、スポーツの推進、健康まちづくりに活用、コミュニティー、国際交流機能の強化、リフレッシュによるまちの顔づくりをして、楽しく浮き浮きする場所、ゆっくり過ごせる場所、にぎわいのある場所を目指し、官民一体となって取り組むことが肝要だと考えるところでございます。

このことを踏まえ、質問いたします。

三沢市の公共施設も老朽化が進み、今後の施設に対しての施策を検討していく時期だと考えます。ＭＧプラザを公共施設の経費節減を含め、国際交流を基本として有効利用すべきだと考えますが、当局の考えを伺います。

３問目の質問であります。三沢市立病院の応対についてであります。

三沢市立病院も移転してから１０カ月たちました。最初は、市民から入り口が狭い等の施設に対する苦情がありました。また、病院に従事されている方々も、はじめは、なれない施設機能で大変苦労されたと思います。現在、機能を使いこなしているかは別としても、市民からいろいろな苦情が聞かれます。

まとめますと、応対が悪いということです。事例はあえて申しませんが、会派としてもタウンミーティングにおいて多数の事例は聞いております。

以前、私は、市民の方から市役所の窓口の応対が悪いということで質問したことがありますが、現在は、市民の方から市役所の窓口の対応がとてもよいと聞いております。大変うれしいことです。

私は、以前から言っておりますが、行政はサービス業でなければならないということであります。上から目線で対応されると、市民の方々も嫌な思いをされると思います。体質改善をして、市民に好意を持たれる病院にしていくべきだと考えますが、当局の見解を伺います。

以上、３点の質問であります。答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（馬場騎一君）　ただいまの８番天間勝則議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　おはようございます。

ただいまの天間議員さんの質問のうち、公

共施設問題については私から、その他につきましては担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

御承知のとおりＭＧプラザは、当市中心市街地活性化の拠点施設として、ＭＧインターナショナル株式会社が経営に当たり、さまざまな経緯を経て、今年３月に当市の出資する第三セクターとして再出発をいたしたわけであります。

新体制となった同社におきましては、代表者を含む役員の変更のほか、タウンマネジャーを招き、経営のコンセプトを練り直すとともに、６月の定時株主総会におきまして、米軍基地、アメリカ、インターナショナルにとことんこだわった店舗経営を進めていく基本方針の再確認をしたところでございます。

このようなことから、テナントの入居基準は、あくまでも同社のコンセプトに適する店舗であることを条件としていることから、一般の事務所の入居につきましてはお断りをしているところでございます。

また、来る１０月１５日と１６日、アメリカン雑貨、輸入雑貨、輸入食品を取り扱う店舗のテストオープンを役員会で決定しており、これに合わせてイベントの実施や、新たな施設名称を公募するなど、これまでのイメージを払拭するための経営戦略を推進しているところでもあります。

このように現在のＭＧプラザは、山積する課題を一つ一つ解決しながら、最大限の経営努力を続けていることから、同社の株主であります当市といたしましても、他の関係機関とともに、中心市街地活性化に対する協力を進めてまいりたい、このように思っております。

さて、当市の公共施設が有する機能をＭＧプラザの空き区画に一部移行し、国際交流を基本として有効活用ができないかという御質問でありますが、申し述べましたように、コンセプトに合致しない店舗がＭＧプラザ内の賃貸スペースを経営的に占有することは、現在のところ計画はございませんが、臨時的な使用につきましては、現在においても空きスペースが利用されている状況にございます。

また、ＭＧプラザ内のコミュニティースペース部分につきましては、地域住民の生活・文化の向上、あるいは共有の啓発を図り、ひいては、商業地域全体を活性化する目的もあり、研修会、講座、展示会、レクリエーション及び各種イベントなどの開催が可能になっております。

ＭＧプラザの有効利用につきましては、アメリカンテイストの基本方針を守りながら、コンセプトに沿った、いわゆるテナント誘致を進めていくとともに、コミュニティースペース部分のさらなる有効活用による集客の相乗効果をねらいつつ、たくさんの方が訪れる中心市街地の拠点施設を目指してまいりたい、このように考えております。

私からは、以上であります。

○議長（馬場騎一君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　御質問のスポーツ振興に伴うスポーツ大会誘致についてお答えいたします。

全国大会や東北大会及び県大会クラスの大規模なスポーツ大会の開催は、各地から選手、役員の皆さん、あるいは関係者が多数当市に来訪されることから、その宿泊や飲食に係る消費など、経済的効果が見込まれ、スポーツ振興はもとより、市の活性化にもつながるものと認識しております。

最近では、本年１月にアイスアリーナで、全国各地から約５００人の選手、役員の皆様をお迎えし、国民体育大会冬季大会スケート競技が開催されたほか、８月には、武道館におきまして、東北各地から約１５０人の選手、役員の皆様をお迎えし、東北総合体育大会柔道競技が開催されたところであり、少なからず経済効果があったものと考えております。

一方、大規模なスポーツ大会開催のためには、その競技の規格や基準に合致した競技場はもとより、十分な駐車場の確保など、良好

な環境整備が求められているところでありますが、当市の各スポーツ施設は、特に総合体育館については老朽化が著しく、施設が現行の公式試合の規格にそぐわない現状となってきております。

このような中、市といたしましても、各種屋内スポーツにおいて公式大会の開催に対応できる施設として、(仮称)国際交流スポーツセンター建設計画を策定し、現在、その実現に向けて関係機関と協議を進めているところであります。

今後におきましては、現状の施設のままでも開催可能な大会については、引き続き誘致活動の推進を図るとともに、その他体育施設につきましても、主催競技団体や、幅広くスポーツ関係者の御意見、御要望を伺いながら、各施設の改修の方向性について検討を進め、各種スポーツ大会の誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　病院事務局長。

○三沢病院事務局長（大澤裕彦君）　市立三沢病院の応対についてお答えいたします。

当院では、質の高い医療と、よいサービスを提供し、地域住民から愛され、信頼される病院を目指すことを基本理念に掲げております。

このことを実行するため、患者さん及び来院者に対する接遇の向上を図る目的で、サービス向上委員会を院内に設置し、医師を含めた全職員の接遇研修を実施しているほか、窓口を担当する医療事務員も毎月研修を行い、それぞれが自覚を持って患者さんに接することとしております。また、院内に、あなたの声という投書箱を設置し、来院者から広く御意見、御要望を伺い、できる限り対応しているところでございます。

しかしながら、御指摘のような御意見がありますことは、いまだ改善の余地を残しているものと真摯に受けとめ、今後とも病院スタッフが一丸となってサービスの向上に努力し、患者さんが安心して治療を受けられる病院を目指してまいります。

○議長（馬場騎一君）　８番。

○８番（天間勝則君）　それでは、再質問させていただきます。

今、病院のほうで、これからも継続してサービス向上の研修をより一層強めて行っていくというふうなことでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ＭＧプラザの有効利用についてでありますけれども、今、大変ＭＧプラザに関しては、いわゆる駐車場がないというふうなことで、テナントも、また、それにかわる道路の都合もあるのでしょうけれども、客入りが、いわゆる活発ではないというふうなことであります。

テナントをこれから募集していくのであれば、やはり駐車場をどのように整備していくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

そして、何につけても駐車場というのは、いろいろな、今、サークルなり何をやるにしても、駐車場というのは、必ず車で来るものですから、必要になってくると思うのです。だから、やはり駐車場というような部分をどのように市として考えているのか。

そして、今、既存にあります働く婦人の家とか青少年勤労ホーム、大変サークルといいますか、そういった利用者が大変多いというふうなことであり、総勢で何千人利用している。これは、無料というようなこともあろうかと思いますけれども、そういった機能も考えながら、ＭＧプラザというものを将来的に有効利用できないものかというふうなことも含めて質問したいというふうに思います。

スポーツ誘致については、これからもスポーツの誘致をしていくと。冬季のアイスアリーナについては大変利用度が高いことは、前にも私も質問の上で話させていただきました。

ただ、やはり夏季のスポーツ、屋内スポーツに関しては、なかなか利用というか、そういう誘致の対象にならないというふうなこと

であります。

そこで、私が先ほど一般質問の中で言いました、既存の野球場をソフトボールに置きかえて誘致していくのも一つだと思いますが、それとあと、サッカー場の整備とか、その辺のこれからの見通しといいますか、考え方は持ち合わせているのか、いないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上、この２点でございます。

○議長（馬場騎一君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　ＭＧプラザの関係の再質問についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、駐車場の関係については、非常にさまざまな方からいろいろな御意見をいただいておりまして、どうしてもやっぱり駐車場のスペースが足りないというような意見がございます。

そのことについては、今後、駐車場の確保についてどのようにやるかということは、ただいま検討中でございます。さまざまな御意見を踏まえながら、駐車場の確保をできるだけ図っていきたいと、このように考えております。

また、先ほど市長のほうから答弁がございましたが、公共的スペースを有効活用ということで市長のほうから答弁がございましたが、今、さまざまな実態で、議員のほうから働く婦人の家の活用が非常に活発だというようなお話がございます。市民グループの皆様が、例えばフラダンスをされている方が定期的にＭＧプラザの中の公共的スペースを使いながら、そういう活用を図っている事例もございます。

若干の電気代等、そのぐらいはいただいて、たくさんの方が公共的スペースを使っていただけるような活用方法というものについても、これはＭＧプラザのほうでいろいろ検討させていただいておりますので、そういう有効活用も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　各施設の改修の方向性の検討並びに施設の兼用についての再質問であったと思いますが、二つに分けてお答えしたいと思います。

まず、現在のところの各施設の改修の方向性についてのお答えをいたします。

現在のところ、特にいつまでとの期限は考えておりませんが、近年、各体育施設において、大小を問わず修繕の必要が生じておりますことから、今後は総合的な各施設の修繕計画を立てるべく考えであるところでございます。その過程において、スポーツ大会誘致も考慮しつつ、スポーツ関係者等の御意見、御要望を伺いながら、計画を策定してまいりたいと考えております。

それから、先ほど野球場とソフトボールの例を出して、兼用の件についての御質問でございました。これについては、ソフトボールの公式試合については、正式な野球場を公式試合で使っている、または会場にしている試合は一切ございません。理由は二つございます。

一つは、規格が全く違うということ。特に、ピッチャーのマウンド等、全部固定化していますので。ソフトボールと野球は、野球が１０だとすれば、その３分の２の広さで試合をしないといけません。並びに、内野は全部土のグラウンドでなければいけません。マウンドは全部フラットでなければいけません。ホームランのフェンス、それから、例えばバックネット等、そういうふうなことで、正式なソフトボールの試合は、多目的グラウンドといいまして、芝生と土を組み合わせたような施設。青森県でいいますと、八戸市、弘前市が、１会場で一緒に２試合できるような多目的グラウンドを持っています。

そういうようなことから、ソフトボールの例えば専用会場ということで考えた場合、このような多目的グラウンドという形できちんと整備をしていかないといけない状況にあると思います。そういうようなこともこれから検討していきたいなと、こう思っておりま

す。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　８番。

○８番（天間勝則君）　これから、そういうふうな事情というふうな、スポーツ大会誘致については、既存の施設はそういうふうないわゆる規格等の理由により難しいというふうな話でありますけれども、やはりスポーツを通じて三沢市の活性化というものは図られるわけでありますから、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

最後に、ＭＧプラザの駐車場に関して、どこを駐車場にするのだというふうなときは、かなりあの辺を見渡しても、ここがいいなというところはなかなか、自分なりの目では確認することはできないのですが、やはりどうしても目につくことは、アメリカ広場がどうにか使えないかと、いわゆるイベントをしないときだけでも、そういう駐車場に使えないかというふうなことをちょっと考えるわけですが、いろいろな問題はあると思いますが、その辺は市のほうでは考えておられるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場騎一君）　答弁願います。

副市長。

○副市長（大塚和則君）　ＭＧプラザの駐車場の件の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、さまざまなことについて検討させていただいているということの中に、広場の活用ということも念頭に入っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、これはさまざまな制約がございますので、国のほうの補助金をいただいてやっておりますので、国の担当府、具体的には内閣府のほうと今さまざま協議を続けているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　以上で、８番天間勝則議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

１２番野坂篤司議員の登壇を願います。

○１２番（野坂篤司君）　おはようございます。

９月４日、台風のさなか、奇跡的に日本晴れになりまして、航空祭の中であのミス・ビードルがラストフライトを見事なし遂げた。大変私は感動しております。あのミス・ビードルを、三沢市長の英断で８０周年の再現フライトをした市役所の方々の苦労は大変なものだと私は思い、心から感謝申し上げる、その思いであります。

私は、好きな言葉に、人間はきのうに行った人はだれもいない、人は常にあしたにしか生きれないものだという言葉があります。常に未来志向で議会の質問をしたい。会派もみさわ未来であります。

みさわ未来の野坂篤司が、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

はじめに、再生エネルギー発電問題について質問をさせていただきます。

既に御案内のとおりでありますが、８月２６日の国会において、再生可能エネルギー特別措置法が全会一致で可決、成立されました。これは、３月１１日、いわゆる地震発生の当日の直前に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案、大変長い法案ですが、いわゆる再生可能エネルギー促進法が閣議決定され、第１７７国会に提出されていたものを修正し、政局絡みで成立したものであります。

この法律は、来年７月の施行に向けて動き出したことは事実であります。我が国の国政レベルでの駆け引きはともかくとして、人類にとって、資源とエネルギーが一番重要であると認識しているところであります。

私は、特に原子力エネルギーは、その量と他のエネルギーとのバランスは議論の余地があるとしても、その必然性は否定できるものではないと思っているところであります。とりわけ、再生可能エネルギーにつきましては、その利用可能性に夢物語的に猛進する部分を否定したとしても、その必要性はますます高まってきており、その利用性の追求は人類共通の責任であり、未来への責任でもあり

ます。

三沢市は、実にタイミングよく、昨年度、三沢市地域新エネルギービジョン策定委員会を立ち上げ、ことし２月に三沢市地域新エネルギービジョン報告書が市長に提出されました。

報告書では、三沢市のとるべき方向として、三つの柱を提唱しております。第１に、各家庭や事業所における再生可能エネルギー利用に対する施策。第２に、市役所や避難所あるいは学校などの公共施設における再生可能エネルギー利用に対する施策。第３に、三沢市の特異性と優位性を生かした大型太陽光発電、メガソーラー施設等の誘致であります。

再生可能エネルギー特別措置法は、発電エネルギーを全量定額買い取りを定めた法律であります。まさしく再生可能エネルギーの導入を促進する起爆剤であり、千載一遇の機会が訪れたと言えます。この機会を逃すことは絶対あってはならないものと思っております。

そこで、お尋ねをいたしますが、はじめに、６月議会で奥本議員の質問に対し、新エネルギー導入促進のための協議会の設置に向けまして、市がリーダーシップをとって、現在、作業を進めていると答弁しておりますが、新エネルギー利活用施策を実現するための今年度の基本方針と行動計画がどのようになっているのか、伺います。

次に、三沢市には２９０ヘクタールに及ぶ広大な進入面下移転跡地があります。この移転跡地の有効活用として、国みずからが国家のエネルギー施策を示す最高の機会であると思います。

そこで、三沢市として、報告書に基づき、メガソーラー施設及び太陽光パネル製造工場などの誘致に取り組む考えがあるかを伺います。

次に、三沢市体育協会法人化問題について質問させていただきます。

近年、全国の体育協会では、法人化し、体育協会が独立して公の施設の指定管理者制度に公募し、指定管理者として業務を請け負い、管理・運営をする事例が多く見られております。

青森県でも、十和田市や弘前市など積極的に大会を誘致するなど、多くの成果を上げています。

ちなみに、一例を申し上げますと、十和田市では、１６施設を１億３７１万７,０００円で指定管理を請け負っております。その市内の体育施設を管理・運営しておる十和田市体育協会の方からお話を伺いました。そうしますと、その方は、体育協会が施設を運営することの最大の効果、利点は、自分たちの施設を自分たちで運営する。つまり、その協会の会員の方が自分たちでやるという部分が愛着があるわけです。そのことが一番の利点であると感想を述べております。

三沢市の体育施設指定管理料は、１３施設を１億８,６０７万３,０００円で運営し、十和田市よりも８,２３５万６,０００円多い予算であります。これは、十和田市にないアイスアリーナの管理料が大きな比重を占めているものと思いますが、この予算を見ただけでも、管理・運営が可能な予算だと思います。

弘前市では、県営武道館も指定管理を受けているわけであります。平成２５年度には、現在の指定管理の契約が終了し、平成２６年４月１日から新しい指定管理者が決まっていくようになります。２３年度が終わりますと、あと２年しかありません。

先進事例を見ても、体育協会の独立、一本立ちは、行政の指導・協力が必要不可欠であります。しかも、平成２４年度重点事項に関する要望書の新規要望として、(仮称)国際交流スポーツセンター建設を掲げております。

市民の皆さんをはじめ、スポーツを愛好する人たちは、体育協会が今のままの体制でいることを望んでいないと思います。三沢市体育協会の発展と施設の充実のためにも、競技施設に愛着のある協会員が各管理・運営をすることが望ましいと思いますが、三沢市体育

協会の法人化を含め、三沢市がどのように考えているか、伺います。

次に、三沢市表彰問題について質問させていただきます。

三沢市の表彰には、体育功労賞とか文化功労賞等がありますが、その指導者に対する功労賞は、各団体に所属し、その団体からの推薦によることになっております。

三沢市体育功労者の表彰に関する基準を見れば、このように書かれております。

第２条、表彰の基準。一つとして、スポーツ競技団体の指導者育成に著しい功績のあった者、２０年以上の実績と書いてあります。二つ目としては、三沢市体育協会役員としての、その運営、発展に功労があった者、１５年以上の実績。３番目として、前各号に定めるほか、特にスポーツ振興に功労があり、表彰することを適当と認められる者。

第４条、被表彰候補者の推薦。関係機関または団体は、表彰に該当する候補者について、三沢市体育功労者の顕彰に係る推薦書を提出するものとするとなっております。

このようになっておりますが、推薦する団体がなく、競技団体に属していない人でも、毎日熱心に指導している人がいます。本人は表彰をもらいたくて指導しているのではありませんが、子供がただただ好きで、スポーツが好きで、ただそれだけで熱心に指導しているのだと思います。だからこそ、そのような人たちを広く三沢市民の人たちに紹介すべきであると思います。

しかしながら、そのように頑張っている、いわゆる縁の下の力持ちに光が当たる機会が少ないと思います。人間が一番幸せな瞬間は、人から認められ、褒められる瞬間だそうであります。つまり、人からありがとうございますと言われるようなことなのであります。名もない指導者にありがとうございますというような表彰制度を考えるべきだと思いますが、そのことについて伺います。

以上で、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（馬場騎一君）　ただいまの１２番野坂篤司議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの野坂議員さんの御質問のうち、再生エネルギー発電問題についてお答えをいたします。

再生可能エネルギーの利活用促進につきましては、太陽光、風力等の自然エネルギーを用いて発電される電気、一定期間一定価格で電気事業者が買い取ることを義務づける、電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法、いわゆる再生可能エネルギー特別措置法が、議員おっしゃるように、去る８月２６日に成立をしたところであります。

震災後の電力供給不足の影響、あるいは産業活動等における影響等により、国民の関心も高まっているものと考えております。

こうした状況の中で、当市といたしましても、豊富に存在する再生可能エネルギーを当市固有の財産ととらえ、自然環境の変化や経済情勢の今後の動向等、将来を見据えつつ、三沢市地域新エネルギービジョンをもとに事業を進めてまいりたいと、このように考えておるわけであります。

御質問の第１点目、新エネルギー利活用施策を実現するための今後の対応についてでありますが、今年度におきましては、１０月から庁内において事業推進にかかわる課題抽出や問題整理を行い、その後、市民、事業者及び行政機関等で組織する(仮称)三沢市新エネルギー推進協議会を設置し、太陽光、風力及び温泉熱の各エネルギー利活用推進プロジェクトを進めていくほか、避難所等の公共施設等への導入、あるいは環境・エネルギー教育のプログラム化、相談窓口の設置など、普及啓発活動プロジェクトの具現化に向けまして、事業展開をしていく予定としております。

２点目のメガソーラー施設及び太陽光パネル製造工場等の誘致について取り組む考えは

あるかについてでありますが、再生可能エネルギー特別措置法の施行によりまして、今後、各地域におきましてメガソーラー設置計画や関連企業の誘致活動が活発化するものと考えられますが、当市におきましても、今年度の県に対する重点事業に関する要望におきまして、最重点要望事項の一つとして強く要望したところであり、今後におきましても、(仮称)三沢市新エネルギー推進協議会が中心となりまして、市民教育研究機関、事業者及び行政が協働・連携をとりながら、今後のまちづくり計画、そして、地権者との調整等、種々の問題を解決しつつ、誘致の実現に向けましてステップを上ってまいりたい、このように考えております。

私からは、以上であります。

○議長（馬場騎一君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　体育協会法人化についての御質問にお答えいたします。

三沢市体育協会は、昭和２８年４月に、１１の加盟団体をもって大三沢町体育協会として創立して以来、歴代の会長をはじめ、役員並びに関係者の御尽力を賜り、現在では３７の加盟団体を有する任意団体として、その活動を通じて、当市のスポーツ振興に寄与しているところであります。

体育協会の法人化についての県内他市の状況は、財団法人になっている市が５市、ＮＰＯ法人となっている市が２市、法人化していない市が当市を含めて３市となっており、法人化をしている７市のうち５市では、一部の体育施設の管理にかかわっている状況となっております。

このような中で、現在、当市の体育施設の管理・運営は、指定管理者制度を導入して行っておりますが、現在のところ適正に管理・運営されており、特段問題はないものと認識しております。

体育協会の法人化につきましては、市体育協会の意向を踏まえつつ相談してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、体育施設の管理・運営のあり方については、何よりも市民の皆様のニーズや利便性を第一義と考え、調査・検討してまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと存じます。

次に、三沢市表彰問題についてお答えいたします。

三沢市教育委員会所管の表彰の種類といたしましては、文化部門として、三沢市文化賞、文化功労賞、文化奨励賞、体育部門では、三沢市体育功労賞を授与しております。また、児童・生徒を対象として、少年少女文化奨励賞やスポーツ優秀賞、スポーツ賞、スポーツ奨励賞を授与しているところであります。

お尋ねの文化、体育の功労関係の賞につきましては、基本的には、表彰基準を満たした候補者を毎年、関係機関または団体より推薦していただき、文化部門については社会教育委員の会議、体育部門についてはスポーツ振興審議会にそれぞれ諮問した上で、教育委員会が受賞者を決定しているところであります。

このことから、団体に所属していない方については、なかなか掌握できなかったところでありますが、今後におきましては、当市の文化、スポーツの振興に顕著な業績があった方々を幅広く顕彰できますよう、各連盟や各学校にも推薦の照会をするとともに、広報みさわやマックテレビを通じて、市民の皆様に表彰の趣旨や推薦方法などの周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　１２番。

○１２番（野坂篤司君）　再質問をさせていただきます。

エネルギー問題でありますが、先ほどのお答えの中から一つ。

今、三沢市は、報告書によっても、三沢市が環境・エネルギー産業創造特区に位置しております。この三沢市の今の考え方からいって、環境・エネルギー産業創造特区に位置しているこの条件に対し、どのような行動でこ

たえていくのか、それを利用していくのかを、まず第１点でお答えいただきたいと思います。

次に、協議会の設置ということでありますが、今この時期、来年の７月に、どんどんそれが入ってくるわけであります。そうすると、その協議会がいつ発足して、どういうメンバーで、どのような行動の基本といいますか、具体的なものをどんどん出して、国に、それからいろいろな企業にも、こういう条件があるのですよということでアピールしていかなければいけないわけですから、非常にこれは時間を争うといいますか。

先ほど市長が答弁されましたけれども、全国がそういうことに対して集中し、孫さんが言うように、今、農地を買い上げて、農地をやるのだと。これは私はおかしいと思います。農地は食料を生産する場でありますから、まず国有地からやっていかなければいけないという利点が三沢にあるわけです。

ですから、三沢市としては、一番、国有地があるというところの利点をどんどん、いろいろな発信をしていかなければいけないということを具体的に計画をしていかなければいけない。そのことに関して具体的になっているかどうか。来年７月になるわけですから、その前に勝負が決まってしまうということを御理解いただきたい。この２点を再質問させていただきます。

あと、スポーツの関係ですが、体育協会の話であります。

先ほど教育長のお話ですと、何も問題がないのでという話でありました。問題がなければよいのではないのですね。もっとよくするためにどうするかという話なのです。

たまたま聞くところによりますと、十和田市のほうに行って聞いてきましたが、私もいろいろな協会に入っております。協会員がその施設を担当し、年４回、全員参加して掃除しましょうよと。全協会員が、例えば野球協会なり、アイスホッケー協会とかバレー協会とかいろいろあると思うのですが、その人たちが無償で、ボランティアで、その施設を掃除しましょうよとか、そういうことをやっているそうであります。そういうことによって、自分たちの愛着が出てくるわけです。

私は、体育施設に関しては、いわゆる指定管理のための経費を削減するといいますか、そういうことのためにやっているのではないと思っております。よくあるのですが、いろいろな体育施設を使いたいと言ったら、汚すから使わせないと言われたと、これは妙な話なのですね。いっぱい使って、どんどん使って。私は、基本的に、こういう施設に関しては、使われないでさびつくよりも、使われてすり切れたほうがいいという言葉があるのですよ。どんどん使っていただく。

ちなみに、大変申しわけないのですが、今回の県民体育大会では、残念ながら三沢市は１０市のうちの１０位でありました。これは悲しいなと。三沢市は、私の昔の商売からすると、結婚適齢期の人が一番多いのです。人口の割合に婚姻件数が一番多いのが三沢であります。次が車力で、次がむつとなっております。これは若い人がいるということなのです。その若い人がいるところで、１０位というのは悲しいなと。ぜひ体育協会が一本立ちをし、市からいろいろ補助金も入っておりますが、少しであります。それをきちっと形になって、いや、２５０万円ぐらいですか、十和田も同じぐらいなのですね。

ですから、私は、いい方向で考えてくれと言っているのです。今、問題がないと言っているのではないのです。あと２年なのですよ。私は、体育協会の法人化ということで、指定管理が云々かんぬんという話の中では、経費問題よりも、三沢市の健康維持だとか、体育協会をどんどん進めていくとか、愛好者をふやしていくとか、そういう利用者をふやすという観点から考えていかなければいけない。その点について、ぜひ教育長から自分の考え方を、そういう観点から考えないかということであります。

それから、表彰問題でありますが、私は、

今まではいいのですよ。今まではいいのです。でも、これから、こういう人たちもたくさんいます。あることを聞いたら、学校でコーチしている人は、学校で表彰しておしまいですよと、これはわかります。わかりますが、いろいろな意味で、文化でもスポーツでも、学校で一生懸命、好きでやっているのです。でも、学校でもらうというのと、市でもらうというのとでは全然違うのですよ。ぜひそういったことも含めて、もっと強化するために具体的な話をお答えいただきたいなと。

この三つを再質問させていただきます。

○議長（馬場騎一君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長（中野渡　進君）　野坂議員さんの再生エネルギー問題の再質問についてお答えいたします。

まず、第１点目の環境・エネルギー産業創造特区の関係ですけれども、環境・エネルギー産業創造特区につきましては、むつ小川原地域及び八戸市で計１３市町村がこの特区の対象となってございます。

この特区の規制の特例措置でございますけれども、現実的には、埋立地の所有権移転の制限とか、あるいは国有林野の利用の関係の面積の上限の制限とかということがございます。

この特区の中で活用しているところは、八戸港のポートアイランドが埋立地の関係で利用しておりますし、あと、国有林野の面積上限につきましては、六ヶ所村の二股風力発電の会社のほうで、この特区の規制の特例措置を利用してやっております。

三沢市の場合は、現在のところ、国有地、移転跡地等を想定してございますので、この特区の特例措置については該当しないというふうに考えてございます。

それから、第２点目の協議会の関係でございますけれども、時期とかメンバーということでございますけれども、現在、庁内の検討会議の中で、予算なり規模なり、事業者なりということを検討した上で、協議会を年度内の早いうちに設置する予定となってございます。

そのメンバーにつきましては、公募によりまして、市民の方、それから、発電設備等事業者の方、国、県、市の行政機関で構成いたしまして、大学等の研究機関との連携をして進めていく予定になってございます。

この協議会の中で、それぞれの課題等を整理していって、早い時期に要望等をまとめるような計画で進んでございます。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　再質問にお答えいたします。

現在のところ、法人化を指導する考えはないかと、その裏には、ただ管理・運営をするだけではなくて、スポーツ振興という、愛着というようなことも考え合わせて、どのようなものかと、こう承りましたが、それについてお答えいたします。

今現在、当市では、平成２２年５月改正の三沢市指定管理者制度運営方針に沿って、体育施設、文化施設においては管理・運営を行っておりますことから、どうしても体育協会に管理をお願いする状況にはないものと考えております。このように、他市とは状況が違うということで御理解いただきたいと思います。

ただ、一方、先ほど言いましたように、各団体の皆さんが、例えば自分で使っている球場またはグラウンドをボランティアで整備等をきちんとする。これは、私が見ている限り、どの種目もきちんとやってくれているものと今は見ております。

例えばテニスコート、今、車いすの大会がございますが、練習が終われば、全部コートブラシをきちんとかけて、ほとんど管理の方が確認するのみというようなことがあると思います。

野球場一つ見ても、終わった後、大人はともかくとして、小学生の果てまで、トンボをきちんとかけて、そして、次に使う人のため

に、きちんと球場をもとどおりにして返して、今、使っているような状況であると思います。

このようなことから、スポーツ活動の推進ということでは、今後、体協のほうから御要望があれば、委員会としては、さまざまな手だてをして、最大限、やるべきことはすべて応援していきたいなと思っております。

それから、県民体育大会が今回は１０位でなかったかと出ましたが、これは実は期間が三沢のお祭りとバッティングしまして、本当は三沢としては動かしていただきたかったのですが、どうしても県全体の行事なものですから、予定したレギュラーが出られない。そしてまた、ミニ国体と重なった競技が多数ございました。ミニ国体というのは、県のチャンピオンが東北６県でやる競技ですから、その選手が抜けておりました。そんな意味では、各専門競技ともベストのメンバーでは臨めなかったと。

過去においては非常にいい成績をとっておりますので、そういうようなところを今後うまく調整して、各専門部からの意見をまたお聞きして、県とも調整していきたいなと、こう考えております。

次に、三沢市表彰問題についてでございますが、団体に所属していなくても、例えば体育功労賞がもらえるものですかと、これについては、イエス、ノーで言えばイエスでございます。

理由は、例えば、表彰には団体に所属していなければならないとの条件はありません。そして、表彰の基準を満たしていれば、個人としての活動であっても、体育関係顕彰基準にあるように、体育の振興を図って、市民または児童・生徒の健全な心、豊かな市民生活、または学校においての活動に寄与している人物であれば対象となるものと考えております。

ですから、先ほど答弁で申したように、今度は学校にも周知をいたしまして、そういうふうな地道に１０年、２０年指導している方々を、私たちはこれまで少し見つけられない、またはきちんと表彰できないことがあったかもしれませんが、きちんとそのような形で対処してまいりたいなと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　１２番。

○１２番（野坂篤司君）　再々質問になりますが、エネルギー問題に関しては１点だけですが、先ほどのお話ですが、年度内の早い時期と言いましたが、２４年３月３１日まで年度内ですから、早い時期というのは、ことしじゅうなのでしょうか。その辺の話が、そのような気持ちでやらないと難しいですよという話をしたいのですが、役所の場合は、年度内というと３月３１日ですから、ことしじゅうなのかということを再度質問させていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど教育長が、他市とは違うという話が出ておりましたが、他市とは違うということで、十和田市では、指定管理者制度をやるというときに、体育協会に指導して、やらせるように持っていったそうです。そう聞いております。

それから、自治振興公社が三沢にあります。大きな意味で、その自治振興公社が障壁になっているのではないかと私は思うのでありますが、今いる方をそのまま体育施設の関係の体育協会に、私の知っている範囲では体育協会に入っている人もかなりいますので、そういう部分でスムーズに移行していくべきではないか。

前回６月の議会でも質問したことがありますが、自治振興公社というのが非常に難しいなということで、たまたまインターネットで調べたのですが、単純に自治振興公社と尋ねると、大体五つぐらいしかないのですね。玉名市だとか、北上市だとか、盛岡市都南振興公社ですか、釜石市、このぐらいしかないのですね、もうどんどんなくなっているような。いろいろな言葉を入れて、変わっていると思うのですが。

私は、そういう意味でも、確かに自治振興公社という障壁があるかもしれませんが、他市とは違うという部分で、自治振興公社をどうするかという部分に関して、それが大きな障壁であるのかどうか、これを最後の質問にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場騎一君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長（中野渡　進君）　再生エネルギー問題の再々質問についてお答えいたします。

時期について、今年度中の早い時期というのはいつなのかというお話ですけれども、現在、議員さん御承知のように、再生可能エネルギーの特別措置法の中で、買い取り期間とか買い取り価格というのがまだわからない状況でございます。従来であれば、余剰電力の買い取りということで、キロワット約４０円ぐらいで１０年ということでございましたけれども、法律は成立しましたけれども、現在、まだ期間とか価格が決まっていない状況でございます。

この協議会の中で、発電事業者等も入れる予定でございますけれども、その辺の動向がわからないと、事業者の参加等、コストの関係ございますけれども、難しいのかなとは思っております。

でも、なるべく早いうちに、まず、先ほど答弁いたしましたように、協議会の設置の前段として、まず、庁内の検討会議でいろいろな、今言ったような問題を検討した上で、なるべく早い時期に協議会を設置したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　再々質問にお答えいたします。

先ほど三沢市自治振興公社について、特段、一つの管理者としてのあり方ということで、どんなものだろうかという再々質問だと思いますが……。（「障壁になっているか」と呼ぶ者あり）障壁になっているか。例えば、どういうふうなあり方について、わかりました。

これは、例えば制度的に、議員さんもおわかりだと思いますが、創設目的のときに、平成１５年９月２日に地方自治法が改正になりました。公の施設の管理については、これまでの管理委託制度が廃止されて、そして、指定管理者制度が創設されました。それに伴って、地方公共団体の出資法人、例えば三沢で言えば三沢市自治振興公社、これも当てはまる。または、先ほど他市のほうでも出ました弘前市であれば、例えば体育協会で指定管理をしている。または、青森市であれば、青森市文化スポーツ振興公社と、こういうような形で、青森市は直接ではないのですが、例えば体育協会ではない、三沢で言えば自治振興公社とスポーツ協会がちょうど合併したような形の公社でもって運営している。

このようなことを踏まえて、つまり、地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限られていたが、民間団体、ＮＰＯ法人、株式会社等、民間事業者にも対象が拡大されたと。こういうような面からフラットで考えてみますと、自治振興公社もそのうちの一つであると。そういうような観点で、先ほどから、管理・運営については、自治振興公社も問題はなしという回答をさせていただきました。

ただし、問題等があれば、我々も、例えば自治振興公社に限らず、民間の会社であっても、例えば図書館であっても、体育館であっても、常にうちの担当課の課長とそこの館長または代表の方と必ず１カ月に１回はお話しして、問題があれば、またその都度、会議を持つような形で運営していますので、問題が出れば、またきちんと考えなければいかんと、こう思います。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　以上で、１２番野坂篤司議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

９番太田博之議員の登壇を願います。

○９番（太田博之君）　おはようございま

す。９番みさわ未来の太田博之でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

はじめに、教育問題、いじめ、不登校問題について伺います。

さて、小中学校における不登校、いじめ、暴力行為等、児童・生徒の問題行動が極めて憂慮される状況にあって、現場の先生方の御苦労がいかばかりかと推察するところでございます。

また、それに加え、経済状況の悪化が続く中、貧困、虐待、親の精神疾患等、問題は多様化かつ複雑化の一途をたどっております。

最近の教育現場が抱える不登校や暴力行為などの問題は、家庭環境に起因するものが少なくなく、学校だけでは対処し切れない複雑な家庭問題について、今後、どのような施策を持って臨み、解決していくのか。このことは、学校のみならず、行政、地域の抱える問題として、私たちは避けて通れない問題でもあると思います。

遅刻や欠席がちな児童がいたらどうするのか、本人が行きたくないのか、家庭生活が夜型になっていないのか、母子家庭で、働く親のかわりに幼い弟や妹の世話をしているのではないか、仕事が得られず精神的に不安定になっている両親のもとで、何らかの影響が出てきているのではないかなどなど、学校では対応が難しい事例が当市においてもたくさん埋もれているのではないでしょうか。

そうした中、平成２０年度から文部科学省が全国を対象に、スクールソーシャルワーカー配置事業を始めました。

スクールソーシャルワーカーとは、児童・生徒の問題行動の背景を探り、家庭や学校、児童相談所などの関係機関と連携し、問題の解決を図る専門員であり、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ方であります。

当市においても、このスクールソーシャルワーカー活用事業を取り入れ、平成２１年度から岡三沢小学校へ配置し、１回当たり約４時間、週３回、３５週にわたり活動をしていただきました。当時の活動記録では、全校８１６名中３５名が支援対象児童となっており、学校現場での深刻さが如実にあらわれてきております。

また、教育委員会の実施報告書では、成果として、スクールソーシャルワーカーと教員の連携はどうあるべきなのか、効果的活用を図るための校内体制と校内組織への位置づけを探ることができた。子供が相談しやすい相談室の環境配備、相談体制のあり方を探ることができた。親や家庭とのよりよいかかわり方を探ることができ、同時に、子供の悩みの背景にある生活上の問題を解決することができた。教職員の研修活動によって、教職員が児童の問題行動の未然防止や早期対応が可能になったなどなど、よい効果が得られております。

一方、課題としては、親や家庭とのかかわりを探ることはできたが、今後、継続的に相談活動や児童へのかかわりを慎重に進めるケースが出てきている。スクールソーシャルワーカーによる、不登校児童の所属する学級集団への活動体験を通じた適応指導プログラムを開発、提供する必要があるなどの課題点も挙がっておりますが、おおむね効果があらわれ、継続性も必要とされていることから、私は、市の単独事業で、このスクールソーシャルワーカーの配置を進めるべきだと強く感じておりますし、また、保護者からのニーズも年々大きくなっていると思います。

しかし、国の補助が全額から３分の１に減額されたことから、青森県が委託を受けないこととなり、２２年度からはスクールソーシャルワーカーにかえ、有資格者の専門員ではないスクールサポーターとして配置されたと伺っております。

そのような状況の中、昨年の６月、この三沢市において、生後２カ月の長女を床に放り投げるなど虐待したとして、暴行容疑で無職の父親が逮捕されました。長女はその後、意識不明のまま、間もなく死亡いたしました。

こんな痛ましい事件が、この三沢市でもとうとう発生をしてしまいました。

私は、自身のマニフェストで、いじめ、不登校、児童虐待の根絶を掲げておりますが、まさにスクールソーシャルワーカーの配置こそが根絶への大きな一歩となると考えております。

そこで、お伺いいたします。

１点目、当市のいじめ、不登校の状況について、過去３年間の推移をお伺いいたします。

２点目、スクールソーシャルワーカーにかわって配置されたスクールサポーターが、その事業をどのように引き継ぎ、現在、どのように活動しているのか、伺います。

３点目、複雑な家庭問題について、関係機関や学校、家庭の間に入り、問題解決を図るスクールソーシャルワーカーの配置が急務だと思いますが、配置の考えがあるか、お伺いいたします。

次に、教育問題の２点目、シチズンシップ教育について伺います。

私は、年々全国的に若者の投票率が低下している中にあって、将来の有権者である子供たちへ選挙の啓発を積極的に進めるべきだと考えております。

本年、平成２３年７月に、総務省の諮問機関である常時啓発事業のあり方等研究会が中間取りまとめを発表いたしました。その中にこのような記述がございます。

「我が国の将来を担う子どもたちにも、早い段階から、自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせることが重要である。しかしながら、現在の学校教育においては、教育基本法第１４条第１項が政治教育の重要性を謳っているにも関わらず、同条第２項が政治的中立を要請していること等から、政治・選挙に関する教育は十分に行われていない」現状にある。

「将来の有権者である子どもたちに対する啓発を進めるには、学校教育との連携が不可欠であり、学校をはじめとした教育機関の理解と協力を得て、授業への参画を積み重ね、教育基本法第１４条第１項の実質化」を図るべきであると書かれております。

私は、民主主義社会の先進国にあって、近年の若者の投票率の低下は、今後の国づくりにとって大きな障害になるのではと危惧をしている一人でございます。これは、三沢市にとっても同様で、市民との協働をまちづくりの柱に据えた基本理念を根本から揺るがしかねない重要な問題ととらえております。

平成１８年に教育基本法が改正され、教育の目的の一つとして、「公共の精神に基づき、主体的な社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を掲げました。

また、政府は、新しい公共の推進に取り組んでいるところであります。新しい公共とは、市民、企業、政府等がそれぞれの役割を持って、当事者として参加、協働し、支え合いと活力ある社会をつくることであり、何よりもそれを担い得る市民が重要であることは言うまでもありません。

そこで、近年、注目を浴びているのがシチズンシップ教育であります。いわゆる主権教育であります。

シチズンシップ教育とは、社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参画に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得される教育であります。

私は、子供から高齢者まであらゆる世代を通じて社会に参画し、みずから考え、みずから判断する自立した主権者をつくることを目指して、新たなステージのシチズンシップ教育、主権教育へ向かわなければならないと考えております。特に、幼いころからの教育は必要不可欠だと思います。

そこで、お伺いいたします。市内小中学校へシチズンシップ教育を導入すべきと考えますが、当局のお考えをお伺いするものでございます。

次に、選挙問題。あるべき選挙管理委員会についてお伺いいたします。

ただいま教育問題の中でも申し上げたとおり、選挙に行かない国民、市民が増加する中で、民主主義の根源である選挙において、全国的に選挙事務改善が図られる中、三沢市選挙管理委員会におかれましては、ここ数年、積極的な改革を推し進めていることに関し、まずもって敬意を表したいと思います。

さて、私は、これまで何度も選挙事務改善に関して一般質問をさせていただきました。このことは、私が考えるあるべき選挙管理委員会の姿とは、従来の管理型の選管から目標達成型の選管に変革していくことであり、選挙を公正・公平に執行することはもちろんでありますが、選挙をより効率的に、かつ有権者の政治意識を高めることにほかなりません。

そのような中、三沢市長選と三沢市議会議員補欠選挙を控えた平成２３年第１回定例会において、選挙事務にかかわる質問をさせていただきました。その際に、選挙ポスター掲示場について見直しをするべきではないかとの質問について、河村選挙管理委員長から、「当委員会といたしましては、ポスター掲示場の設置箇所や数についても、各種選挙に係る準備期間等を考慮し、混乱を来さないよう配慮しながら、人口分布などの状況把握と、それに基づくポスター掲示場の適正配置にかかわる調査・検討を並行して慎重に進めることにより、県選挙管理委員会と協議の要件となる特別の事情を探り、根拠づけられるよう努力してまいりたい」との答弁をいただきました。

そこで、お伺いいたします。先般行われました三沢市長選挙と三沢市議会議員補欠選挙において、ポスター掲示板の見直しがどのように図られたのかをお伺いいたします。

次に、これも第１回定例会での質問の中で、常時啓発の一環として、先ほど教育問題でも取り上げましたシチズンシップ教育について伺ったところ、河村委員長から、「今そういうものをはじめて聞いて、そういうこともあるのかと、私どもは、そういう方向にも十分研修をして、それに取り組むように今後勉強してまいりたいと思っております」との答弁でありました。その際、私から、この問題は改めて取り上げさせていただきますとも述べさせていただきました。

ここで改めて、選挙管理委員長として、このシチズンシップ教育に対し、その必要についてお伺いするものでございます。

また、この問題は、教育問題と同様、選挙問題としても取り上げさせていただいたのは、この教育の実現には、学校だけではなく、選挙管理委員会との連携が必要不可欠であるとの思いから、それぞれ教育長並びに選挙管理委員長に御所見をお伺いするものでございますので、あらかじめ御理解を賜りたいと存じます。

さて、最後に、選挙公報紙について伺います。

御承知のとおり、平成２３年第１回定例会におきまして、三沢市選挙公報発行条例が制定をされました。このことによって、当市でははじめて選挙公報が、６月に行われた三沢市議会議員補欠選挙において発行されました。はじめてのこともあり、この公報紙については、市民の皆さんのとらえ方もさまざまのようでありますが、私ども会派みさわ未来が行ったタウンミーティングでは、市民の皆さんから、立候補者のスペース、いわゆる政策やマニフェスト、経歴等を記述するスペースをもっと大きくしてほしいとの要望が寄せられました。そのことは、とりもなおさず、候補者を選ぶ際に、その方の政策をもっと知りたいとの思いからなのであります。

そこで、お伺いいたします。来年の３月に行われる三沢市議会議員一般選挙において、候補者スペースを大きくするよう見直しをするお考えがあるのか、お伺いをいたします。

また、仙台市選挙管理委員会は、先月２０日、市議会議員選挙の選挙公報を選管のホームページに掲載をいたしました。いわゆる選

挙期間中の掲示であります。これは、東日本大震災の被災者に対し、選挙情報の提供の場をふやすことを求める総務省の通知に基づく措置で実現したもので、全国ではじめての取り組みとなりました。

そしてまた、このことは、将来のネット選挙への道へも大きく踏み出した実例だと私は考えております。いかがでしょうか、三沢市選挙管理委員会においても、来年の市議会議員選挙において、選管のホームページを整備し、選挙公報をネット上にアップすることが、市民の選挙に対する意識の向上、とりわけ若い有権者層に対して効果があると思いますが、当局のお考えをお聞かせ願います。

また、花巻市選挙管理委員会が、当選後も議員の政策やマニフェストが検証できるように、当選された方の選挙公報をホームページに４年間掲載しております。

このことは、投票率減少の原因の一つに、候補者は言いっ放し、有権者は選びっ放しという指摘を受けて実現したものであり、当市においても、実施することによって、立候補者並びに有権者の意識改革につながるのではないかと思いますが、この実施についても当局のお考えをお伺いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場騎一君）　ただいまの９番太田博之議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの太田議員さんの御質問の教育問題のうち、スクールソーシャルワーカーの設置についてのお答えをいたします。

児童・生徒の問題の背景には、児童・生徒の心の問題とともに、家庭、友人問題、地域、学校等の児童・生徒が置かれている環境の問題も複雑に絡み合い、問題行動を起こす環境要因となっております。

このように問題行動が多様化し、複雑化している現状から、当市といたしましては、スクールソーシャルワーカーを配置し、効果的に活用し、学校におけるケース会議等の体制を整え、教育の専門家である教師、心理の専門家でありますスクールカウンセラー、そして、学校福祉の専門家でありますスクールソーシャルワーカーの３者がそれぞれの役割を果たし、共同して問題行動改善のために、アセスメント等として見立て、そして、プランニングとして具体的手だてを行い、諸問題の解決あるいは改善が図られることを願い、今年度より岡三沢小学校に有資格者のスクールソーシャルワーカー１名を配置し、市内全小中学校のさまざまな問題に対応していただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からであります。

○議長（馬場騎一君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　教育問題のうち、いじめ、不登校問題についてお答えいたします。

まず、当市におけるいじめ、不登校の現状ですが、いじめられたと認知された件数は、小中学校合わせて、平成２０年度４９件、２１年度３３件、２２年度４３件で、平成１９年度の９６件と比較して、ここ数年は半数以下の４０件程度で推移しています。

不登校は、年間３０日以上欠席した人数ですが、小中学校合わせて、平成２０年度５５人、２１年度６４人、２２年度６４人で、小学校の全国平均０．３％、中学校の全国平均３％とほぼ同数です。

教育委員会としまして、いじめや不登校児童・生徒の減少に向けて、平成１９年にはいじめ対応マニュアル、２３年には生徒指導危機管理マニュアルを発行し、その対応への周知を図ってまいりました。

また、教育相談センター、正式には適応指導教室といいますが、教育相談センターには２名の教育相談員と２名の適応指導員を、各中学校には１名の心の教育相談員を、各小中学校には合わせて２３名の特別支援教育支援員を、そして、第一中学校に設置しています

が、市内全小中学校に対応する心理検査、心理療法にて本人の抱える心の問題を改善・解決していくスクールカウンセラーを１名配置し、子供及び保護者からの教育相談に対応しているところでございます。

議員御指摘のとおり、いじめや不登校については、学校だけの対応には限りがあることから、保護者や地域、関係機関の共通理解の上、共同歩調で取り組むことが不可欠であります。

このことから、平成１８年には、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年健全育成推進連絡協議会、青少年補導員連絡協議会、防犯協会、子ども会育成協議会、連合町内会、連合ＰＴＡ、警察署、幼稚園、小中学校などが一堂に会するいじめ問題連絡協議会を発足、さらには、市内を中央地区、北部地区、東部地区の３ブロックに分けて活動している生徒指導連絡協議会などが、保護者や地域、関係機関と情報連携から行動連携し、対応に当たっているところでございます。

加えて、先ほど市長の答弁にもありましたように、家庭や地域、関係機関とのパイプ役としての大きな役割を果たすスクールソーシャルワーカーを配置し、市内全小中学校のさまざまな問題行動に対応しております。

次に、教育問題の２点目、シチズンシップ教育についてお答えいたします。

子供たちの公共の精神や主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するというシチズンシップ教育の理念はとても大切なものであり、学校教育においても重視して指導している項目の一つです。

その態度をはぐくむために、これまでも学校では、特別活動における学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事での企画、運営や役員選挙などの活動、そして、職場体験、ボランティア体験などを踏まえた教育活動の中で、充実を図っているところでございます。

特に、社会科においては、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらい、小学校では６学年において、市の政治から国民主権を調べるという題材の中で、選挙で代表者を選ぶ権利は、政治に参加するための基本的な権利であることを学んでいます。

また、中学校では、３学年において、１カ月以上にわたって政治が扱われ、日本の民主政治や地方自治の仕組みと意義などを学ぶことにより、政治参加への意識を身につけさせるようになっています。

また、選挙に関しては、選挙の意義や種類、方法、課題などを取り上げながら、選挙は国民が政治参加する際になくてはならない機会であることを理解する内容となっています。

教育委員会としましては、学習指導要領に基づき、指導主事の学校訪問などを通して、子供たちが平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民に育っていけるよう、各校の取り組みを一層推進させていきたいと考えています。

さらには、必要に応じて選挙管理委員会と連携を図り、指導内容の充実を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（河村幸利君）　選挙問題であります、あるべき選挙管理委員会についての御質問にお答えいたします。

第１点目、ポスター掲示板の見直しが、三沢市長選挙及び三沢市議会議員補欠選挙でどのように図られたのかという質問でありますが、去る６月５日執行の三沢市長選挙及び三沢市議会議員補欠選挙並びに同日執行された青森県知事選挙に際しまして、ポスター掲示板の設置箇所につきましては、一部投票所の会場変更に伴う設置箇所変更を除き、基本的に見直しに至らなかったところであります。

その理由といたしましては、選挙事務改革の先進自治体であります福島県相馬市の取り組みに倣い、ＧＩＳと称される地理情報シス

テムを活用し、まずは、ポスター掲示場の設置を客観的に把握・整理することが求められるものの、このシステムは、現在まだ当市に導入されておらず、本年１０月の試行稼働が見込まれていることから、このシステムの導入を待って、その具体的見直しの検討作業に入りたいと思っております。

また、その他の選挙事務で、６月５日に執行されました選挙において見直しを図った点といたしましては、相馬市での視察成果を生かし、開票作業の流れを見直したことで、従事職員数が削減できたほか、疑問票処理を早めたことにより、開票立会人の確認時間も早めたことに加え、開票集計システムを導入したことによって、異なる複数選挙の同時開票集計処理ができたことなどが挙げられます。

次に、第２点目の常時啓発におけるシチズンシップ教育の必要性についてでありますが、特に若年層の投票率向上と、政治参加意識を高めるための抜本的な方策として、我が国におけるシチズンシップ教育の必要性が叫ばれておりますことは、当委員会としても認識しております。

総務省が現在、設置・開催している常時啓発事業のあり方等研究会が本年７月に発表した中間取りまとめにおいても、これからの常時啓発は、「シティズンシップ教育の一翼を担う新たなステージ「主権者教育」へ」と題し、若い有権者の政治意識の向上や将来の有権者の意識の醸成に向けた方策について提言されております。

当委員会は、常時啓発のあり方等検討に係る国の動向について、県選管を通じて情報を得ながら、今後の動向に注目しているところであります。

そして、当委員会としての今後の取り組みに係る考え方といたしましては、従来からの取り組みである市内学校生徒会選挙に際しての投票箱や投票記載台の積極的な貸し出しにより、教育現場における選挙啓発を継続支援しながら、今後、教育委員会を通じて選挙制度に係る指導要請等があれば、ゲストティーチャーとして、講師派遣等に対応してまいりたいと考えております。

次に、第３点目、選挙公報紙の立候補者スペースを大きくする考えがあるのかとの御質問にお答えいたします。

当市の選挙公報紙における各候補者のスペースサイズにつきましては、本年第１回定例会において、選挙公報の発行に関する条例案を条例等審査特別委員会で審議いただいた際に、出席委員から選挙公報紙の各候補者スペースははがきサイズとされたいという要望があったことも踏まえつつ、同条例制定後に、当委員会においても規程を定めるに当たり、県内各市の公報紙サイズを見比べて、議員定数の規模や立候補者数見込み等を勘案して、現在のサイズを決定したものであります。

当委員会としては、現在のところ、各候補者スペースをさらに大きくする予定はございませんが、今後、有権者である市民の皆様や議員各位の御意見を拝聴しながら、その必要性が認められれば、積極的に対応してまいりたいと考えております。

最後に、第４点目の選挙公報を選管のホームページに掲載する考えがあるかとの御質問にお答えいたします。

選挙公報を選挙管理委員会のホームページに載せることにつきましては、これまで総務省の見解として、ホームページに掲載した選挙公報が複製、改ざんされて頒布された場合は、選挙の公正が害されることになることから、適正ではないとされてきたところでありますが、本年７月に総務大臣が、選挙公報の選管ホームページへの掲載は法的に可能であり、被災地における事情にかんがみて、非常に有効であるとの見解を示し、総務省が岩手県、宮城県、福島県の３県の選管に対して、ホームページの掲載について検討してほしい旨を連絡したとのことであります。

当市において、選挙公報をホームページに掲載することにつきましては、このたびの国の対応措置は被災地に限定したものである可

能性もあることから、県選挙管理委員会を通じて情報を得ながらセキュリティー上の課題等を検討し、その実現可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、当選挙管理委員会のホームページ掲載内容の充実につきましては、今年度当初において、従来の掲載内容を見直したところでありますが、全国の先進的な選管ホームページと比較して、いまだ十分とは言えないことを認識しておりますことから、今後、他市選管の掲載内容を見比べながら充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　９番。

○９番（太田博之君）　それでは、２点ほど再質問させていただきます。

まず、スクールソーシャルワーカー、２３年度から配置ということで、今、教育長の答弁の中にあった中で、若干私のほうからも補足をさせてもらいたいのですけれども、実は２０年度の文科省のスクールソーシャルワーカーの活用事業、これは１０市中９市が当時、補助金をもらってやったのですね。だけれども、補助金が３分の１になった途端、全部やめてしまったのです。一体、青森県の教育委員会はどうなっているのかなとこれを調べたときに、実は愕然としました。

ただ、三沢市は、県内においてスクールソーシャルワーカーを設置している唯一の市です。これは、私は市民に対して大きくＰＲして、そしてまた、その活用をどんどん図っていくべきだと。問題点が奥深いことも、当然皆さんは理解していますので、なかなか先ほどの数字がすぐには改善するとは思いませんけれども、地道なそういった活動に対して心から期待したいと思います。

そこで、１点だけ。やはり１人ということになると、確かにカウンセラーさんだとか、いろいろな補助員の方々、いろいろ協力してくれるのだと思うのですけれども、やはりおって、例えば中学校の問題と小学校の問題も大分違ってきていますし、将来的にスクールソーシャルワーカーの増員といったもののお考えがあるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

あと、シチズンシップ教育、これは教育長のほうにお尋ねしたいのですけれども、先ほど来、選管の委員長も話していましたけれども、児童会、生徒会の会長選挙という話で、例えば記帳台だとか投票箱を貸し出しているのだと。聞くところによると、今、生徒会、また、児童会の会長を選挙で選んでいないという学校があるとも聞いているのですね。ですから、市内小中学校、児童会長が選挙で選ばれている学校はどれだけあるのか、そこをお聞きしたいと思います。

最後、もう１点。選管委員長、先ほどホームページの掲載について、選挙期間中は、法務省は、法的見解は正しい、これは間違っていないのだと、違法ではないという見解を示したのだけれども、先ほどの答弁だと、やはり震災地に限った形で推奨したのだと。ですから、今後どういうふうになるかわからないというのは十分わかりました。ぜひ検討していただいて、前向きにとらえていただきたいと思うのですけれども。

ちょっと聞き逃していたら済みません。当選後、これは全然法的に問題ないわけです。当選後、花巻市のように、いわゆる、この議員さんが受かったとき、こんなことを言ってたけど、何だったっけなと振り返ってみたときに、やっぱりそういう検証ができるというものは、これは何もお金かからないのです。当選後についての何か答弁が、私はなかったような気がするのですけれども、聞き逃していたら済みません。再度御答弁をお願いします。

○議長（馬場騎一君）　答弁願います。

教育長。

○教育長（吉田　健君）　再質問にお答えします。

スクールソーシャルワーカーからお先に回答いたします。

スクールソーシャルワーカー、これは非常

に有資格者、つまり、先ほど議員さんも質問の中にございましたが、社会福祉士、それから精神保健福祉士、福祉はそれでいいのですが、福祉はソーシャルワーカーと。今、スクールがついたものですから、上級の教育カウンセラーと、こういうようなものも、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を有する人と、これをスクールソーシャルワーカーと一応定義しております。

ただ、三沢市の場合は、これを全部有資格というと、本当の医療機関または特別支援学校等だけにしかおりません。今、震災がございましたが、岩手県、それから宮城県、福島県、心のケアを必要とする子供たちがいっぱいいます。こういうようなところに有資格者がいないため、例えばスクールソーシャルワーカーがきちんと配置できないために、先生たちが非常に苦労してやっている状況でございます。

そうですから、これはお金の問題というよりも、やはり人材の確保、病院で言えば医者の確保、例えば婦人科の先生がいない、小児科の先生がいない、そういうようなものと同じような状況にあると思います。ですから、有資格を持っているスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも同じでございます。こういうようなものを幾らでも情報をとりつつ、三沢にぜひお願いするような努力を続けていきたいなと思っております。

それから、シチズンシップに関連して、小学校または中学校の児童会・生徒会選挙で、どのような形で、実際、幾つ実施しているのかと。

小学校においては、児童会選挙の実施は７校中ゼロです。これは意味がございます。１年生から６年生ということで、非常に格差がございまして、例えば選挙をやっても、人気投票、または先輩の言うことを聞いて、おまえ書けと言うから書くと、そういうようなことが非常に多くて、つまり、本来の児童会の意味を損なうということで、高学年に運営委員会というのを設置しまして、その下に企画委員並びに計画委員と、つまり、役員を設置して、その中で決めて、そして、児童会の会長等を選ぶことになっております。

それから、中学校は、生徒会役員選挙の実施は５校中全部、５校でございます。これについては、選挙管理委員会から、例えば投票箱、投票記名台等を全部お借りして、模擬の選挙を実施しております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（河村幸利君）　先ほどありました、太田議員からの選挙後の公報のホームページ掲載の話なのですが、今のところ私どもが調べているところでは、花巻市議会と事務局が一体となって、それに掲載していると、こういう話を聞いております。したがって、私ども、今後さらに調査・研究をして、前進的な方向でやっていくと、こういうようなことで検討してまいりたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（馬場騎一君）　以上で、９番太田博之議員の質問を終わります。

この際、午後１時１５分まで休憩します。

午後　０時０４分　休憩

午後　１時１５分　再開

○議長（馬場騎一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（小比類巻雅彦君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

１１番春日洋子議員の登壇を願います。

○１１番（春日洋子君）　１１番公明党の春日洋子でございます。通告の順に従い質問してまいります。

はじめに、行政問題の１点目、ＰＲＥ戦略の導入についてお伺いします。

国、地方自治体の庁舎、学校、公民館など

の公的不動産は、ＰＲＥ――パブリック・リアル・エステートと称されます。

これまでは、特に高度経済成長期における公共施設に対する需要の拡大を背景に施設の建設等を進めてきましたが、公的不動産については、中長期的な視点からの維持管理コストについての把握、分析の必要性が指摘され、さらなる効率化、市民の利便性向上に向けた活用が求められています。特に、人口減少、少子高齢化への社会情勢が変化していく中で、公共施設に対する住民ニーズも変化していくと考えられ、それに伴い、資産過剰や用途のミスマッチが起こることも予想されます。

一方、我が国の長引く景気低迷の影響等により、地方自治体の財政状況を取り巻く環境も厳しい状況にあり、公的不動産の取り扱いに対する社会の関心度が高まっています。

そうした中にあって、地方自治体が財政の健全化に向け、自治体が有する資産の適切な選択と集中を行うために、公的不動産を経営的な観点からとらえ、賃貸運用や売却などを含めた有効活用や最適化を図っていく必要性があります。それがＰＲＥ戦略と呼ばれるものです。

ＰＲＥ戦略とは、国や地方自治体が所有する公的不動産を戦略的な観点からマネジメントし、長期的や全体最適などの視点に基づき、その所有、利用形態を合理化していこうという戦略で、近年、その検討・導入が求められています。

国土交通省は、平成１９年度から公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会――ＰＲＥ研究会を設置し、地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント、ＰＲＥ戦略について検討、平成２１年５月に、地方公共団体がＰＲＥ戦略を立案、実践するに当たっての基本的な参考書となるＰＲＥ戦略を実践するための手引書を公表しています。

そこで、住民ニーズを尊重しながら、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を図るべく、適切で効率的な管理・運用を進めていくためのＰＲＥ戦略の検討・導入に向けて、本市の取り組みについてお伺いします。

次に、２点目の空き家再生等推進事業の活用についてお伺いします。

近年、全国的に空き家が増加しており、防災・防犯上の観点から問題にもなっています。総務省住宅土地統計調査によれば、空き家の数は、２００８年に全国で７５７万戸となり、この２０年で約２倍、空き家率で見れば、住宅全体の約１３％にもなっています。

過疎化や住宅需要の偏在など、地域事情はさまざまですが、空き家増加の要因の一つは、長年、総住宅数が総世帯数を上回る状況が続いてきたことが挙げられ、今後、本格的な少子高齢、人口減少時代に入る我が国においては、一層空き家率が高くなることが予想されています。

そのような中、空き家対策を実施する自治体もふえており、現在、地方公共団体や民間事業者などが空き家を宿泊施設や地域のコミュニティースペースにつくりかえて再利用する場合や、防犯上危険な廃屋を撤去する場合などに、国や地方公共団体が費用を補助する空き家再生等推進事業が活用されています。

同事業は、地域住宅交付金の基幹事業に位置づけられており、国庫負担割合は２分の１で、地方公共団体が補助する場合には、民間事業も補助の対象となり、さらに、空き家住宅の取得費や所有者を特定するための経費も補助の対象となります。また、１戸、１棟から補助の対象となり、活用事業タイプの場合は、空き家住宅だけでなく、廃校舎や店舗など、空き建築物も対象になります。

それぞれの地域の実情に合わせて空き家を再利用することにより、地域の活性化や地域コミュニティーの維持、再生、治安、防災対策等の効果が期待できることから、実際、同事業は平成２０年度から２２年度の間において、活用事業タイプで３４の市町村で実施されており、除却事業タイプでは５９２戸の実

績があるなど、具体的な活用事例も紹介されています。

本市においても先進事例を参考にしつつ、空き家再生等推進事業を積極的に活用し、地域の特性を生かした、地域活性化等につながる空き家対策の取り組みについてどのようなお考えか、お伺いします。

続いて、福祉問題の改正障害者基本法の成立に伴う本市の取り組みについてお伺いします。

障害者支援の基本原則などを定めた改正障害者基本法が今国会で成立し、８月５日に施行されました。

障害者施策の憲法と言われる障害者基本法の改正は、国連障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として進められ、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現を目的に掲げています。

改正案では、障害者の定義も見直されており、制度や慣行など、社会的障壁により日常社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする定義を追加、障害者が社会参加できない理由には、社会の側のバリアがあるとしています。そして、基本的施策では、円滑な投票のための投票所の整備や、裁判など司法手続の際に、手話など障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保することの配慮、関係職員に対する研修などを義務づけています。

また、特に注目したい点は、障害者の定義に発達障害者を明記したところです。これにより、発達障害に対する理解と施策の普及啓発が進み、支援サービスがより受けやすくなります。

さらに、東日本大震災で、障害者への情報伝達や支援がうまくいかなかったことを踏まえ、国や地方自治体に防災・防犯対策を講じることも義務づけられました。

このように、改正障害者基本法は、障害者の定義を見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求めていることから、本市においての取り組みについてお伺いします。

次に、健康問題の大腸がん検診無料クーポン券事業の導入ついてお伺いします。

日本人の寿命が延びるのにあわせ、がんも急激にふえてきました。長寿それ自体はすばらしいことですが、病気になってしまっては、せっかくの長生きも意味がありません。

日本人が一生のうちにがんにかかる確率は約５０％とも言われており、目覚ましい医療の進歩で約半数が治るとはいえ、残念ながらいまだがんを克服できておらず、やはりがんは、だれでも一番かかりたくない病気の一つと言われています。

折しもこの９月は、がん征圧月間です。がんは、日本人の死亡原因の第１位となっており、長い間の生活習慣の乱れが発病に関係していると言われていることを考え合わせると、規則正しい生活やバランスのとれた食習慣、適度な運動などによって予防することが大事であり、さらには、早期発見のためのがん検診が重要となってきます。

今、日本においては、大腸がんの年間の罹患者数が１０万人以上で、働き盛りの４０歳代後半から増加しているとのことです。

これまで、私たち女性特有のがん対策には手厚い施策をしていただいてまいりましたが、大腸がん検診も受診しやすい環境を整えていただきたいと願い、本市においても無料クーポン券事業を導入していただきたく、お伺いします。

最後に、防災問題の学校施設の防災機能向上についてお伺いします。

東日本大震災のつめ跡が今なお生々しく残る中、９月１日、防災の日を迎えました。東日本大震災は、自然災害に対する私たちの考え方を一変させました。

大災害はどこか遠くにあるものなのではなく、今ここにあるものであること。そして、改めて日本が地形・地質・気象等の自然的条件から、地震・津波に限らず、台風、集中豪雨などの災害が発生しやすい国土であることを思い知らされました。

文部科学省は、ことし６月に、このたびの

東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会を立ち上げ、今後の学校施設の整備方策について検討を行い、７月７日に検討会としての緊急提言を取りまとめ、公表しました。

いざ災害が起こったとき、学校施設は地域の防災拠点となることが多いのですが、東日本大震災では、学校施設の防災機能が十分でない実態が浮き彫りになり、いつ発生するかわからない次の災害に備え、学校施設の防災対策を急がなければなりません。

そこで、緊急提言のポイントである、１点目、学校施設の安全性の確保について、２点目、地域の拠点としての学校施設の機能の確保について、３点目、電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策について、本市の取り組みをお伺いします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの１１番春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの春日議員さん御質問のうち、行政問題、空き家再生推進事業の取り組みについては私から、その他につきましては副市長及び担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

当市では、平成２０年に市内の全町内会長さんの御協力をいただきまして、空き家把握調査を実施いたしました。その際、当市が把握した空き家の総戸数は１３２戸でございました。そのうち、管理されているものが７３戸、管理されていない、あるいは管理されているかどうか不明なものが５６戸、廃屋状態で危険と思われるものが３戸でございました。

特に危険で、緊急な対策が必要と思われる空き家３戸につきましては、所有者に撤去等の対策をお願いし、現在では解決に至っております。

また、管理者が不明な空き家につきましては、青少年の非行防止や地域の防犯上好ましくないとの観点から、所有者の確認作業を行いながら適正な管理をお願いしたところでもあります。

さらには、三沢警察署をはじめ防犯協会や青少年補導員などの関係団体にも御協力をいただいて、巡回等の見回りを行ってきているところでもあります。

議員さんの御質問の空き家再生等推進事業につきましては、おっしゃるように、もともとは過疎地域などを対象に、地域の防災・防犯性を向上させるため、あるいは地域の活性化やコミュニティーの維持、再生を図るために、空き家住宅等の除去や改修等に要する費用の一部を国が補助する制度として、平成２０年度から実施されているものであります。

その後、平成２１年度において、平成２５年までの時限措置として、補助対象地域の要件が緩和されまして、過疎地域以外の自治体においても本事業を活用できるよう制度改正されたものであります。

現在、空き家住宅に関する市民からの要望あるいは苦情は、年間数件ございます。そのほとんどが、環境面や衛生面での相談となっておりまして、その都度、所有者や管理者に対して対策をお願いし、問題の解決を図ってきているところであります。

今後、さらに少子高齢化が進む中で、管理者のいない空き家住宅が増加していくことも予想されます。安全で安心な住居環境の整備及び地域コミュニティーの活性化を図る観点から、空き家の住宅除去、または公共的施設等への改修あるいは転用へのニーズも高まってくるものと考えられます。

他方では、空き家といえども、個人の財産に対しては、行政は一方的に処分できず、また、権利関係が複雑に絡み合い、直ちに処理できないことが多いのが現状でございます。

当市といたしましては、今後、空き家問題の解決に当たっては、地域住民の要望を踏まえながら、当該事業と類似の補助制度の活用

も視野に入れまして、適切に対応してまいりたい、このように考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　健康問題の大腸がん検診無料クーポン券事業の導入についてお答えをいたします。

当市では、これまでも健康増進法に基づき、各種がん検診を実施しておりますが、大腸がん検診につきましては、４０歳以上の方を対象として、市民がん検診として集団での検診を行っております。２３年度は、６月から１２月にかけ、２１日間の検診日を設けて実施をしております。

また、平成２２年度からは、４０歳、５０歳の方を対象として、大腸がん検診の無料化を実施し、受診率向上に努めております。

さらに、今年度、厚生労働省より、がん検診受診勧奨事業の一つとして、子宮頸がん、乳がん検診に加え、新たに大腸がん検診を対象としたがん検診推進事業を実施するよう通達がなされました。具体的には、４０歳から６０歳までの５歳刻みの年齢を対象に、無料クーポン券、検診手帳、受診案内を送付し、受診希望者には検査キッドを送付して検査を実施するというものであります。

このことから、当市では、現在、同事業を実施すべく、今年度対象の約２,８００名の方々に対し、個別通知による受診勧奨の準備を進めているところでございます。

対象者の方々には、従来の市が行っている市民がん検診での受診のほか、平成２４年３月３１日まで、通年で検診を受診できる体制を整えております。

また、周知方法としましては、個別通知のほか、広報、マックテレビ、ホームページ等の活用により周知をし、未受診者に対しましては、電話による個別勧奨を行うなど、より効果的ながん検診推進事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　ＰＲＥ戦略の導入につきましてお答えいたします。

地方公共団体が所有、利用する不動産をＰＲＥと表現し、平成２１年度に国土交通省が公表しました管理・運用を戦略的に行うＰＲＥ戦略を実践するための手引書の中で、実際に取り組まれている事例を紹介しております。事例集には、公共施設全体の維持管理、更新計画や公共施設の再利用または跡地利用、施設建設資金の新たな資金調達手法など３６件が紹介されております。

このうち、不動産信託を利用した新たな建設資金調達のように、国、県の補助事業や交付税措置のある起債事業を主体としている地方都市には不向きなものもありますが、三沢市総合振興計画において、行政改革の推進では、財政基盤の確立の一環として、国、県の補助事業等の効果的活用や未利用地の売却促進を図り、また、財政運営の効率化では、公共施設、都市基盤整備の見直しの一環として、施設の統廃合、長寿命化の推進を目指しており、市営住宅や保育所跡地等の公売や、廃校となった北部地区小学校の校舎を団体活動センターとして再利用するなど、ＰＲＥ戦略として称しておりませんが、既に取り組んでいるものもございます。

今後につきましては、実践事例の中にある事業を計画する場合の参考事例として研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮古直志君）　福祉問題の改正障害者基本法の成立に伴う本市の取り組みにつきましてお答え申し上げます。

障害者基本法は、昭和４５年に、障害者の自立及び社会参加の支援等のために障害者の福祉を増進することを目的として制定されました。この法律は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」に基づき、障害者のための基本的な施策となる事項が定められており

ます。

さて、先ほど議員さんからのお話もありましたように、本年７月に障害者基本法の一部を改正する法律が国会におきまして可決され、８月５日、公布・施行されました。

この法律におけます改正点といたしましては、これまで身体、知的、精神の三つを障害の定義としていたものを、新たに発達障害が加えられたこと、差別の禁止として、障害者に対して障害を理由としての権利・利益を侵害する行為の禁止、防災及び防犯に関しましては、障害者の実態に応じて必要な施策を講ずることとし、また、選挙時における配慮として、障害者が円滑に投票できるよう投票所の施設や設備の施策を講ずること等が新たに改正されました。

御質問の今回の改正に伴う市の取り組みにつきましては、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現と、障害者の自立及び社会参加の支援ための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

具体的には、まだ法律が改正されて間もないため、今後、障害者が地域社会において、他の人々とともに支障なく生活するためには、どのような施策を講じていく必要があるかを十分見きわめ、調整を図り、福祉、防災等のその他関係部局及び関係団体と十分に協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　防災問題の学校施設の防災機能向上について、平成２３年７月７日、文部科学省から公表されました東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についての取りまとめについては、当教育委員会としても承知しているところでございます。

御質問の第１点目、学校施設の安全性の確保についてお答えいたします。

当市の学校施設の耐震化については、平成２４年度に実施する予定の木崎野小学校と三川目小学校の完了並びに第三中学校の新築完成をもって、耐震化率は９７％になる予定でございます。

また、非構造部材の耐震化については、非構造部材と言われる天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚等、専門家による点検を要することから、小中学校の点検業務委託料として、今回の補正予算に計上したところでございます。

津波対策については、特に海岸地区の３校では、３月１１日の大震災後、緊急時における下校体制・行動マニュアル等を作成し、地震及び津波発生時の避難場所、避難経路、避難方法等、津波からより遠く安全な場所へ避難できるよう避難訓練を実施するなど、対策を講じているところでございます。

２点目の地域の拠点としての学校施設の機能の確保については、今回の震災において多くの問題が発生したことから、防災担当部局とも厳格な検証を行い、学校施設の防災機能向上のため、物資の備蓄や発電機等の設置体制を順次整備するため検討しているところでございます。

今後におきましても、児童・生徒はもちろんですが、地域住民の応急避難場所としての役割を担っていくため、当教育委員会と防災担当部局との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

３点目の電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策については、今回の震災において電力供給力が大幅に減少し、学校施設においても従前以上に省エネルギー対策を講じることが求められているため、既存施設を含め、環境を考慮した学校施設の整備を一層推進することが必要であるとしております。

また、電力供給力減少への当面の対応として、短期間で効果が得られる方策や、子供たちなど学校関係者みずから改善できる対策を講じることも必要であるとしております。

市内小中学校では、従来から電気、ガス、

水道等について、小まめな節約に努力をしているところですが、さらに、平成２２年度、省エネ法の改正に伴い、当教育委員会では、省エネ法に係る定期報告書等作成業務を行い、その結果を経済産業省と文部科学省に提出しております。

経済産業省が年間１％減少を目標としている中、当教育委員会が所管する学校を含めた施設全体が消費する電気、ガス、Ａ重油などの使用総数は、平成２１年度実績に対し、平成２２年度実績は約２％の減少になっております。今後においても継続し、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　１１番。

○１１番（春日洋子君）　質問順に再質問させていただきたいと思います。

先ほど市長より、空き家の本市の状況でありますとか対策、その現状は理解することができました。

総務部長からＰＲＥ戦略の御答弁をいただいたわけですけれども、私が今回ねらいとしているのは、経済の活性化と財政健全化を図るべく、質問の要旨に書いてあるとおりの、そういう思いを持って質問させていただきました。

ＰＲＥ戦略を実践するための手引書の事例編の中には、先ほどの北部地域の小学校の統廃合による廃校に、そういう土地、また、建物の空き家、また、店舗等も多く含めた、この事例編の中に学校跡地の活用の事例が多く載ってございました。

私は、総務部長が、現在の廃校に関しては地域の団体活動の拠点として利用していただいている。このことは私も承知はしておりますけれども、それにとどまらず、今後の方策として、やはり広く、財政健全化、活性化ということを主題とした取り組みがなされないかということを希望しているものですから、答弁と少し一致しないなというところも感じながらお聞きしておりましたけれども。

私が思うのは、市の現在抱えているこういう資産をホームページ等で全国に、広く市内外に情報を発信して事業を展開していただくとか、そういう市が今持っている財産を広く広報いたしまして、そういう募集ですとか、そんなことをしていただけるものが必要ではないかなと、希望でもあるのですけれども、そのことが１点です。ホームページ等を活用してということです。

次に、改正障害者基本法でありますけれども、もちろん今、施行されて間もないわけですから、一気に何かしらをできるということはないとは思いますけれども、市が策定している障害者基本計画、今回の改正障害者基本法の施行に伴って、照らし合わせて、どのように検証がなされていくのか、お聞きしたいと思います。

また、これは担当部局だけではなしに、例えば今回の基本法の中に、投票所での障害者の方への対応、また、子供たちの発達障害者が今回定義に含まれたということでは、教育委員会との連携も必要になるのではないかというふうに思うわけなのです。ですので、こういうことも踏まえながら、基本計画がどのように検証されていくのか、これからの取り組みがどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

健康問題の大腸がんですけれども、これから、より多くの人に、自分の健康と命を守るために積極的にがん検診を受けていただきたいというふうに願っておりますけれども、私は、常々マックテレビを見て感じていることなのですけれども、市の広報がマックテレビに映し出された場合は、文字放送がほとんどではないか。そうしますと、例えば手を休めて、テレビの前にしっかり座って見ている方は、文字を追って理解できるけれども、音声がないために、文字がほとんどでありますので、この訴えが弱いのではないかというふうに自分自身はいつも思っておりまして、たまたま県の広報等を見ますと、文字と音声、両方に感じるのです。

ですから、ぜひ私は、これまでもさまざま

な取り組み、がん検診等の受診率を高めるために、広報みさわ、マックテレビは、これは主であるのは理解できますけれども、ぜひこの機会に視点を変えまして、もっとより多くという意味で、マックテレビになりますけれども、例えば私が思うには、今、市内の企業のＣＭを流していただいています。例えば、お医者さんが出て、がん検診の大切さとか、何か短い時間の中でも映像で訴えていくという、そういう取り組みもいかがでしょうかというふうに思っておりますので、その点について見解をお聞きしたいと思います。

最後に、学校施設の防災機能向上について教育長から答弁いただきましたけれども、早速、非構造物のところの予算をつけていただいて、改修に入っていただくことはありがたく思っております。

私が今思っていますのは、これからの取り組みとして、３点目なのですけれども、省エネルギー対策ということで、これから第三中学校が新築されますけれども、工事に当たって、可能であれば、これからの設計の中で太陽光の設置ですとか、省エネルギーに対するモデル校のようなものがここに施されれば理想的かなと。既存の校舎に何かしら考えていくというのは、また大変な工事ですから、予算もないと思いますけれども、これから新築となる第三中学校に、理想とする省エネルギー対策を施された、モデル校となるような校舎の建築を考えていただければありがたいなというふうに私は思っておりますので、この点についてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　答弁を願います。

副市長。

○副市長（大塚和則君）　健康問題の大腸がん検診に関する再質問についてお答えをいたします。

マックテレビの広報の仕方について、もう少し工夫が必要ではないかというふうなお話でございます。

マックテレビの活用に関しましては、さまざまな映像でのＰＲといいますか、それは非常に訴えるものが相当強いものだというふうに思います。市独自の方法として、どのような形があるのか、今は広報紙とか、広報みさわとかさまざまあります。それから、がん検診全体は、これは県全体の話でもございますので、県ともそういうことについて十分協議をさせていただくとともに、市独自のそのような対策についても検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　ＰＲＥ戦略の導入に関する再質問にお答えいたします。

財政健全化のためということで、一つの方法といたしまして、土地の公売等も今後予定しておりますけれども、それに当たりまして、事例集を参考に研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮古直志君）　福祉問題の障害者基本法に関しましての再質問についてお答え申し上げます。

実は、先ほどお話ししましたように、８月５日に公布・施行されましたこの法律につきまして、実は８月９日に、県におきまして、障害者福祉関係課長が招集され、いろいろと改正の説明等がございました。その中で、一応いろいろとお話がありましたけれども、具体的な施策等につきましては、今後、いろいろな状況で示されるのではないのかなということで、はっきりとした指針というのは、今後の方針の中に示されるものと考えております。

それを受けまして、先ほど障害者福祉計画との整合性ということでのお話があったと思いますけれども、やはりこれにつきましては、県のほうのそういうふうな指針等も踏まえまして、総合的な判断をして、今、三沢市

で持っております障害者福祉計画の中で十分対応していきたいと思っております。

それからもう一つ、基本法につきましての教育の関係の御質問がございました。これにつきましては、今回、基本法についても大変多くの文言が改正されております。これにつきましても、教育委員会とも今後十分な連絡とか協議を進めながら、この基本法の精神にのっとるような形で、福祉部として教育委員会と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　再質問にお答えいたします。

先般の文科省の緊急提言では、エコスクールの整備を一層推進することが必要であると。これに対して、三沢市の場合は、今、新たに建設する第三中学校についてどうなのかということで、お答えしたいと思います。

第三中学校の建設計画は、１年半前から説明会、そして、担当部署等が入った、建設部等も入ったワーキングで、あと、地元の方々、ＰＴＡ等が入った全体会、代表会議、そして、各部会、四つほどあるのですが、その中で、今回示された提言の四つのうちの最新技術等の活用ということで、太陽光発電パネルの要望が出てまいりました。

予算の中でさまざまな工夫をして、今、大体１,６００万円ぐらいの予算になるようですけれども、それを設置しまして、地震、例えば津波等、例えば照明が全くなくなった、電気が切れたと、そういうようなときに明かりがきちんとつくような、または、幾らかは暖房に回せるようなということで、今、その計画をしております。設計図の中にきちんと入っておりますので、今、検討中で、多分そのような形での学校に、エコスクールの形になると思います。

そのほかに、断熱化の整備の効率化ですとか、例えば自然光、通風など、さまざま会議の中で出てまいりまして、そういうようなことも検討した中で、今のことが決定してございます。それを予算内の中で工夫して、新たなエコスクールを目指したいなと、こう思っております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　１１番。

○１１番（春日洋子君）　先ほど総務部長から、１点、質問に対しての答弁漏れがあったように思うのですけれども。私は先ほど、市の公有資産をホームページ等を活用して、広く市内外に情報提供して、事業展開をしていただけるようなきっかけになるような取り組みはいかがでしょうかという、そういうお考えがあるかということをお聞きいたしましたけれども、その点について、最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　再々質問にお答えいたします。

ホームページの活用での全国からの活用の募集につきましては、現在のところ具体的な予定がありませんけれども、そういう事案が生じました場合に、内部で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　以上で、１１番春日洋子議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

６番鈴木重正議員の登壇を願います。

○６番（鈴木重正君）　拓心会の鈴木重正です。

質問に入る前に、議長のお許しをいただき、一言ごあいさつをさせていただきます。

三沢市の現状、そして、三沢市の未来に一抹の憂いを抱き、市勢発展のためには、議会議員として、その責務を十二分に果たしていくべく、個々人がさらなる研さんを積み、能力の向上に努めていくことはもとより、力を合わせて、より一層議会力を高めていく必要があるとの思いから、このたび新たなる会派

拓心会が結成されたところであります。

私たちは、よこしまな思いなく、みずからを拓き、三沢市の希望に満ちた未来を拓いていくために全力を傾注してまいります。皆様の御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

三沢市では、昨今の多様化・複雑化する社会情勢や地方分権の推進等により、地方自治体には国には依存しない自立した経営が一層求められている中で、住民主体のまちづくりである住民自治の確立と、市民が行政に積極的に参画できる市民参加の推進を目指し、三沢市総合振興計画前期基本計画重点プランとして地域協働の推進を位置づけ、各種施策に取り組んでおられます。

本年２月には、市民が主体となって行政に参加できる、協働による新しいまちづくりの推進を図るために設置された三沢市協働のまちづくり市民会議から、「市民一人ひとりが輝き参加し、心ふれあう個性豊かな協働のまちづくりを目指します」を基本理念に定めた協働のまちづくりに関する提言がなされ、今後、この提言を踏まえ、さらなる施策を講じていかれる考えであるとのことであります。

市民参加、協働のまちづくりを推進していくために、特に講じられる個別具体の施策も大変重要なものでありますが、その前提として、住民と行政との間に信頼関係がなければならないということは言うまでもないことであり、そのためには、公平・公正な行政運営、日々の行政活動における心のこもった住民への対応、対話はもちろんのこと、行政の透明性を確保するということが大切ではなかろうかと思うところであります。

少子高齢化や人口減少問題、経済状況の低迷など、我々を取り巻く社会状況が変化する中で、住民の行政への積極的参加、住民の理解が不可欠な施策・事業を推進していくためには、より多くの住民に対し、政策形成、意思決定過程を含む行政情報を積極的に提供し、共有していくことが重要であり、それによって行政の透明性はより一層確保されていくこととなるのではないでしょうか。

行政情報を提供する際には、提供側である行政の押しつけ、独断ではなく、受け手側である住民の必要とする情報を、そして、行政側にとって都合のよい情報だけでなく、都合が悪いと思われる情報についても提供し、共有することによって、相互の信頼関係が構築されていくものであると思っております。

また、受け手である住民の側にも立った行政情報を積極的に提供していくということは、多くの行政情報の中から、行政の施策・事業を進めていく上で、住民の理解や協力を得るためには何が必要なのか、常に住民の目線で適切で効果的な情報を積極的に選択することとなり、これまで以上に住民の立場に立った行政活動、行政運営につながっていくことになるものであります。

以上のような観点から、市民参加や協働のまちづくりを推進していく上での市民に対する行政情報の提供に関して質問するものであります。

行政情報を大別すれば、催しや行政サービスに関するお知らせ・周知的な情報、データ・統計的な情報、決定後の政策や基本となる計画などの情報、そして、政策形成、意思決定過程などの説明的情報となり、三沢市において、これらの情報を市民に対して提供する手段としては、広報紙、ホームページ、マックテレビ、情報公開コーナーなどがあり、中でも、時宜を得た情報提供、最新でわかりやすい情報提供、情報へのアクセスの利便性、情報量の豊富さなどを考えた場合、ホームページの果たすべき役割は非常に重要なものであると思っております。

市民に対する行政情報の提供を具体的に見てみれば、行政情報の提供についての基本的な考え方のもと、多くの行政情報の中から提供される情報が決定され、そして、より適切で効果的な提供手段が選択され、所要の手続等を経て提供されているものであると考えら

れますが、果たして、三沢市が推進していこうとしている市民参加や協働のまちづくりを考えたとき、市民に対する行政情報、特に予算編成過程をはじめとする政策形成、意思決定過程の説明的情報の提供、共有は十分なものとなっているのでしょうか。その目的や重要性・必要性はどのように認識されているのでありましょうか。

そこで、はじめに、三沢市は、市民参加や協働のまちづくりを推進していく上で、市民に対する行政情報の提供についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、広報紙、ホームページなどの行政情報の提供手段について、それぞれの役割をどのように考えているのか、お伺いするものであります。

３点目として、ホームページにおける行政情報の提供についてであります。

三沢市では、昨年度、ホームページがリニューアルされ、今春から運用が開始されたところでもあり、その内容の充実等が非常に期待されるところでありますが、率直に言いまして、まだまだ提供されている情報の内容等は決して満足できるものではなく、また、同じ三沢市の中でも、組織別に見てその内容等に大きな開きがあるように感じられるところであります。一体どのような基準で、いかなる手順を踏み、提供される情報が決定されているのでしょうか。

そこで、ホームページにおける行政情報の提供内容等に係る指針等及び提供に際しての具体的な手順・手続についてお伺いいたします。

また、現状のホームページにおける行政情報の提供内容等について、三沢市はどのような評価をしているのか、お伺いいたします。

４点目として、さまざまな行政情報の中でも、非常に重要でありながら、その提供に消極的であると思われる、政策形成・意思決定過程などの説明的情報の代表例でもある各種審議会や委員会等に関する行政情報の提供についてであります。

三沢市行政経営推進プラン実施計画に、「各種審議会や委員会等についても、傍聴の機会を広げるとともに、会議結果についてはホームページで原則公表することとし、市民との情報の共有化を推進するものとします」と掲げておりますが、ここで対象としている各種審議会や委員会等は、現時点においてどのようなものが具体的に幾つあるのでしょうか。並びに、行政経営の根幹をなす制度に関する事項等を協議し、意思決定を行う最高機関である三沢市行政経営会議や、市民が注目、期待している東日本大震災からの復興計画を策定している三沢市復興委員会は、この対象に含まれているのでしょうか、お伺いいたします。

また、これら各種審議会や委員会等の傍聴機会の拡大、会議結果の公表等の現状はどのようになっているのか、お伺いするものであります。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの６番鈴木重正議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの鈴木議員さん御質問のうち、市民に対する行政情報の提供については私から、その他につきましては担当部長等からお答えをさせますので、御了承願います。

当市では、市民と行政が対等・平等の関係で協力し合う協働のまちづくり実現に向けまして取り組んでいるところであります。

市民に対する情報提供をどのように考えているのかとの御質問でありますが、行政情報の提供は、市民との情報の共有を図るためにも極めて大切なものであると考えております。

市民参画協働のまちづくりを考えていく上で、行政情報の提供の基本的な考え方としては、公平性・透明性・信頼性を踏まえ、積極的に行うことにより、市民の皆様の行政への参画意識を促すことになり、ひいては、協働

のまちづくりが進むものと考えております。

これまでもできる限り情報提供に努めてきたところでありますが、今後ともあらゆる機会をとらえて、市民ニーズの把握に努めながら情報提供をしてまいりたい、このように考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　政策財政部長。

○政策財政部長（米田光一郎君）　御質問の２点目、行政情報の提供手段と、それぞれの役割についての御質問にお答えいたします。

当市では、現在、広報紙やホームページ、マックテレビ、市役所１階ロビーに設置した情報公開コーナーなどにより、行政情報を市民の皆様に提供しております。その手段ごとに対象や性質などが異なり、伝えたい情報の内容によって使い分けをしております。

例えばホームページでは、電子媒体であるため、情報を新たに掲載または更新することによって、常に最新の情報を提供することができ、大量の情報を掲載することができます。２４時間３６５日、情報を提供できること、情報の更新が早いこと、また、市内だけでなく、世界じゅうに情報発信可能であることなどの利点がございます。現代の情報化社会では、非常に有効な情報伝達手段と考えております。

次に、広報紙は、紙媒体で月１回発行し、町内会を通じて加入世帯に配布しておりますことから、メリットとしては、高齢者等にも確実に情報が伝達されます。その内容は、行政情報や議会情報に加え、イベントや各種健康診断などのお知らせ、マックチャンネルガイド、市内で起こったさまざまな出来事などを掲載しており、行政側から特にお知らせしたいことや、市民の皆様が特に関心を寄せている事柄については、特集記事として、内容を通常より充実させて掲載しております。

発行が月１回であるため、伝達に時間がかかること、また、印刷にかかる予算に限りがあるため、情報量にも限度がある点などがデメリットとして考えられます。

以上のように、それぞれの伝達手段の持つ役割については、それぞれの特性を踏まえて活用を考えております。

次に、行政情報の提供をどのような手順・手続で行っているかについてお答えいたします。

ホームページに掲載する行政情報の提供内容に係る指針等についてでございますが、三沢市広報規則第７条の規定に基づき、見やすく、わかりやすいように企画・製作及び編集して掲載することとしております。

また、どのような情報を提供するかについては、詳細なガイドラインはございませんが、各担当課がそれぞれの事案に合わせて、行政機関として市民の方に伝えなければならない情報を判断し、より見やすく、わかりやすい表現をもって提供するように努めているところでございます。

次に、ホームページに行政情報を掲載する際の手順・手続については、現在、２段階の承認方法をとっております。

まず、担当課において、どのような情報を提供するか検討いたします。次に、担当職員が提供する情報の具体的内容を作成し、担当課の中で、その内容で掲載してよいか検討・確認し、１次承認していただきます。その後、提供する内容について、広報広聴課が、見やすく、わかりやすい表現であるかといった観点からチェックし、問題がなければ２次承認を行い、インターネット上に公開される手順となっております。

次に、行政情報の提供内容について、どのような評価をしているかについてお答えいたします。

ホームページにおける情報の提供内容については、１点目、行政として市民の方に伝えるべき情報が掲載されているか、２点目、常に最新の情報が掲載されているか、３点目、わかりやすい表現で十分な量の情報が掲載されているか、４点目、正確な情報が掲載されているかを基本として、内容の充実に努めて

おります。

まず、１点目の行政としての住民の方に伝えるべき情報が掲載されているかにつきましては、ことし５月に市のホームページをリニューアルし、イベントや健康診断などのお知らせ、市内で起こった出来事などの情報は当然のこと、市で推進する政策や施策・事業などの行政情報を市民の皆さんにわかりやすい状態で掲載しているところでございます。

次に、２点目の常に最新の情報で掲載されているかどうかにつきましては、各担当が自分のパソコンからネットワークを通じて情報の作成変更作業ができるようになったため、作業上での時間的なおくれはなくなったものの、一部においては、政策や事業が決定された後やイベント終了後に速やかに情報が掲載されていないこともあり、今後は情報更新の迅速化に努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目、４点目のわかりやすい表現で十分な量の正確な情報が掲載されているかにつきましては、単に要綱や結果のファイルを掲載するのではなく、市民の立場に立って、わかりやすさを提供できるようにしていきたいと考えております。今後は、１次承認及び２次承認の段階で、住民の方によく理解していただけるよう説明や写真・映像などを掲載し、内容をチェックすることで、住民の方にわかりやすく正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、現在のホームページについては、今後さらなる充実した最新の内容での情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　行政情報の提供についての第４点目、各種審議会や委員会等に関する行政情報の提供についてお答えいたします。

はじめに、三沢市行政経営推進プラン実施計画で、傍聴の機会を広げ、会議結果についてホームページで原則公表する各種審議会や委員会等の数についてお答えいたします。

市の審議会、委員会等は、現在６３あり、会議の原則公開の対象として考えているのは、法律に基づき設置されている三沢市地域公共交通会議など４委員会と、条例・規則に基づいて設置されている三沢市行政改革推進委員会など２８委員会と、その他要綱等に基づき設置されている三沢市姉妹都市委員会など９委員会等で、合計４１あります。

また、三沢市行政経営会議及び三沢市復興委員会が原則公開の対象に含まれているかどうかという御質問でございますが、三沢市復興委員会は対象に含まれておりますが、三沢市行政経営会議については対象に含まれておりません。

次に、傍聴機会の拡大、会議結果の公表等の現状についてお答えいたします。

平成２１年度時点で傍聴することができたのは、三沢市地域交通会議、三沢市行政改革推進委員会など６委員会等でありましたが、現在、会議を傍聴できるのは、三沢市復興委員会、三沢市地域創造ワークショップが加わり、８委員会等となっております。

また、会議結果について、会議録等をホームページに掲載しているのは、平成２１年度時点で、三沢市地域公共交通会議だけでありましたが、平成２２年度からは、三沢市男女共同参画ワーキンググループもホームページ掲載を行っております。

今後におきましても、会議の公開、会議録の公表について拡大を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　６番。

○６番（鈴木重正君）　何点か再質問をさせていただきます。

まず１点目ですが、行政情報のホームページにおける提供内容に係る指針等ということでありますが、内容は見やすく、わかりやすくということは広報の規則で決まっていると。その前に、しからば、そもそもどういっ

た情報をホームページで積極的に情報として提供していくかという部分については、ガイドラインはなく、各担当課の判断で現在やっているという答弁でございました。

私、質問でも若干申しましたが、そうしますと、各担当課ごと、組織別に見ますと、その内容にかなりの差が出てきているように私は感じておりますが、先ほどの評価としては、そういった点は触れられておりませんが、そこについて、三沢市としては、住民参加や協働のまちづくりを推進していく上で、こういった情報を積極的に住民の方々に出していこうという、ある一定のガイドラインというか、基準、それを設けるつもりはあるかないか。これまでどおり、そこの部分は担当課の皆さんで判断してくださいというお考えなのか、そこをまず１点、お聞かせいただけますでしょうか。

２点目といたしまして、各種審議会や委員会等にということでありますが、６３審議会やら委員会があるというお話だったと思います。そのうち対象となっているのが４１委員会だというお話でありましたが、まず、そうしますと、対象でない委員会というのは、どうして対象でないのかというのが、まず１点です。

次に、復興委員会は対象になっていまして、行政経営会議は対象にはなっていないというお話でありましたが、しからば、まず、復興委員会は、ついこの前、設置されたばかりで、まして、年内には結論を出すという委員会だと思いますけれども、その会議録等々の公表状況というのはどうなっているのか。

次は、行政経営会議は対象とはなっていないということでありますが、しからば、行政経営会議に係る情報の提供についてどのように考えておられるのか、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

最後ですが、傍聴機会の拡大、会議結果の公表ということで、先ほど傍聴は８委員会等が既にやっていますと、会議結果の公表は２委員会等でやっていますというお話でしたが、そうしますと、まだ３０以上の委員会等は傍聴も会議結果も公表されていないということでありますが、それは、どこにネックというか、原則公表しますというのが原則として掲げているわけですので、どこがネックで、いまだに検討をされているのか、そこについてお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

政策財政部長。

○政策財政部長（米田光一郎君）　ホームページの指針を、一元的な指針を持ったほうがいいのではないかという御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、現時点での取り組みは各課の判断でございます。なぜこうなるかといいますと、タイムリーに国の指針、県の指針、それらとの調整が必要で、それを受けて、この点については大々的に早目に大量の情報を流してほしいという要請があれば、それにこたえるというようなことをしているものであります。

ただ、現在の広報規則の中では、中身を審査するというような条項はなく、見やすさを追求しなさいというのが広報課の役割になっております。

ただ、議員さん御指摘のように、課によってばらつきがあると、内容と深み等についてもばらつきがあるということですので、これについて、何らかの方法でガイドラインのようなものを検討してみたいと考えます。

以上であります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　それでは、再質問にお答えさせていただきます。

各種審議会等で公表に至っていない委員会の理由ということでございますけれども、全部で２２ございますけれども、その内訳といたしまして、当該委員会条例等で非公開となっているものがございます。またもう一つは、情報公開条例におきまして不開示情報を含んだ案件を扱うということで、非公開とい

う形になってございます。

それから、復興委員会の会議録の公表の件ですけれども、現在のところ、ホームページで公開に向けて準備を進めているというふうなことで、担当課のほうから連絡を受けております。内容につきましては、審議の概要でありますとか会議録というふうに聞いております。

それから、行政経営会議の情報の提供ですけれども、行政経営会議につきましては、公開することによりまして、率直な意見交換ができなくなるおそれや、特定の者に不当に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれがあるということで、公開の対象としておりません。

それから、傍聴あるいは公開を含めて、少ないというふうなお話でございますけれども、その理由といたしまして、市民の皆様に行政経営に関する情報を提供することは、協働のまちづくりを進めていく上で重要であるというふうに考えております。現在の会議の公開状況では十分ではないというふうに認識しておりますので、いま一度、審議会等の公開原則について各課に周知徹底を図りまして、会議の公開等の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　６番。

○６番（鈴木重正君）　再々質問をさせていただきます。

まず、ガイドラインについては、検討するということは理解いたしました。復興委員会と行政経営会議についても理解いたしました。

まず、６３委員会というか、審議会等がある中で、４１委員会が対象で、２２委員会は対象ではないよというのは、理由として、非公開として条例で定め、不開示情報云々かんぬんと。

そこで、不開示情報というものは、中にはもちろん含まれていると思うのですけれども、含まれているから、一概に、すべてこの対象から外すというところが、私にはちょっと理解できないのですけれども、不開示情報の部分を外して開示というものはできるのではないのかということなのですけれども、そこに係るお考えを聞かせていただきたいと思います。

あともう１点、傍聴機会の拡大にしても、今は十分ではないというお話で、これからどんどんやっていかれるということなのですけれども、今のところ、傍聴が８、会議結果の公表が２なのですけれども、検討の結果、この委員会は、何というのでしょうか、非開示ですと。非開示の委員会ですと。会議録も原則公開しませんという委員会があるのかないのか。それとも、残りの委員会は、まだ全然結論が出てないのか。傍聴、会議結果の公表という結論が出ていないで、これから検討するのか、そこについてもう一度お答えいただけますでしょうか。

○副議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　不開示情報の入ったもの以外の審議会等の内容につきましてですけれども、非開示情報が入っていないものについても、すべて公表しないというものではなくて、ただ、非開示情報があるものと、あるいは全くないものと分けられればいいのですけれども、もし分けられないものがあるとすれば、非開示情報がある場合は非公開、非開示というふうな形に……。（発言する者あり）

○６番（鈴木重正君）　２２委員会が、条例で非公開ですとか、非開示情報があるので、そもそも２２委員会は外れているのですけれども、不開示情報があって外れている委員会でも、一部公開はできるのではないかと。なぜ不開示情報があるだけで、そもそもの対象から外しているのか。

○総務部長（工藤智彦君）　先ほど申し上げました２２の委員会等ですけれども、条例等で非公開になっているものにつきましては、すべて非公開ということでよろしいと思うの

ですけれども、不開示情報のあるものにつきましては、いわゆる個人情報が含まれているとか、あるいは法人の情報が含まれているとか、あるいは公にすることによって率直な意見交換等ができないおそれ等々がございますということで、公開はしていないのですけれども、それぞれの委員会において開示をするということになれば、それは可能だというふうに考えております。（発言する者あり）

会議の公開あるいは傍聴等、各会議で統一されていないような部分もあるのですけれども、その大きな要因につきましては、やはり基準とか指針というものがまだ作成されていないということが大きな理由であるというふうに考えております。

したがいまして、当該委員会や担当課におきまして、会議内容等により判断し、非公開とする理由のないものについては、市民の皆様へ公表するよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　以上で、６番鈴木重正議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

４番奥本菜保巳議員の登壇を願います。

○４番（奥本菜保巳君）　日本共産党奥本菜保巳でございます。

復元機ミス・ビードル号再現飛行の成功に際し、御尽力された関係各位の皆様に心から労をねぎらい、謝意を申し上げたいと思います。

ミス・ビードル号による世界初の太平洋無着陸横断飛行の偉業達成の８０年前にさかのぼってみますと、その時代は、さきの第二次世界大戦前であり、世界情勢は徐々に険悪化の様相を呈してきた時期でもあります。その当時、日本はアメリカに対し友好的ではなく、当然、日米安保条約もない時代の出来事です。

ウェナッチ市と三沢市のきずなは、太平洋無着陸横断飛行が結びつけたものです。そこには何ら利害関係も軍事同盟もない、真の友好関係がありました。

人と人、国と国とを結びつける大切なものとは何なのか。人種や国境を超え夢を追うアメリカ青年たちと、それを支え続けた三沢村民たちの心意気を後世に伝えるべく、愛らしい姿の復元機ミス・ビードル号は懸命に大空を飛んでいるように私の目には映りました。

利権や軍事同盟のない対等な日米関係、友好関係の構築を切に願っています。

それでは、一般質問に入ります。

まず、第１の質問です。

８月１１日、基地内に放射性廃棄物が存在すると新聞で報道されました。記事によると、基地内で保管されている放射性廃棄物は、福島原発事故の影響が懸念されている被災地での支援活動に従事した兵士らが使った衣類、靴、資機材の付着物や、活動で帰還した後の除染作業に使った消耗品などで、外務省は、処分方法は日米間で協議するとしていたとありました。

それに対し県は、米軍三沢基地司令官、東北防衛局長あてに、地域住民の安全・安心の確保のため、具体的な処分方法が決定されるまで、引き続き適切かつ安全に保管すること。また、外務大臣あてに、適切に情報の提供と具体的な処分方法の決定を要請しています。

福島原発事故から半年たとうとしていますが、いまだ収束できず、多くの人々が放射能汚染に対し大変敏感になっており、そのため、風評被害も懸念されます。まずは、何より市民の安全・安心のためにも、一刻も早い詳細な情報提供が求められます。当市としてどのように対処されたのか、伺います。

次に、第２の質問です。

連日、放射能汚染による基準値を超えた農水産物の報道が後を絶たず、食に対する不安が高まっています。また、それに伴う風評被害も深刻になっています。

放射性セシウムに汚染された稲わらをえさとした肉牛やお茶、水産物など、被害に遭われた業者の方々にとっては死活問題となって

います。

また、放射性セシウムに汚染されていなくても、汚染地域以外のものでも、その品目が一たん公表されると、地域に関係なく売れなくなるという被害が報告されています。要するに、基準値を超えたと公表された農水産物は、汚染地域にかかわらず、風評被害が起きているということになります。

そこで、三沢市でも風評被害を受けないために、しっかりとした農水産物の安全確保のために、放射性物質検査も含めた対策、その周知を徹底し、消費者が安心して購入できるように、また、地元の農・漁業者を守っていくことが必要です。

また、万が一にも起こった場合の風評被害に対する補償についても、しっかり請求できる体制が必要であると考えます。

折しも８月５日、原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の判定等に関する中間指針を発表しました。それによって、風評被害の主な品目と該当地域が示されました。第１次被害を受けたものと、一定の経済的関係にあった第三者に生じた間接被害も賠償対象としています。

このような側面からも、三沢市の農水産物の風評被害対策として視野に入れながら対策を講じていく必要があると考えますが、当市としての見解を伺います。

次に、第３の質問、中小零細企業の支援について伺います。

まず、１点目として、地元企業の育成と雇用と消費をふやすための施策について伺います。

当市も県と力を合わせ、企業誘致に取り組んでいます。誘致企業に対しては、かなりの優遇措置をとっております。幾分雇用はふえるとはいえ、非正規雇用がほとんどであり、企業の収益は、社員数にもよりますが、本社など所在する中央に吸収されていきます。要するに、大手の企業を誘致するメリットは、主に固定資産税と雇用であると言えます。しかし、デメリットは、景気の動向に左右されやすく、利益第一主義ですから、見込みがなければすぐにリストラしたり、撤退してしまうおそれがあります。

被災地でもその顕著な事例がありました。

ソニーは、被災を理由に仙台工場の縮小計画を発表し、２８０人の正社員を広域配転するとともに、１５０人の期間工の雇いどめを実施するとしました。ソニーの工場は被災をしましたが、保険金で補てんされる見込みとなっています。しかも、３兆円を超える内部留保があり、会長の報酬は１人で８億円、副会長は復興構想会議の委員にもなっています。被災地の復興のために、救済しなければならない立場でありながら、被災した工場の泥出しなど、懸命に会社の復旧のために働いていた期間社員１５０人に対し、いきなり雇いどめを宣言しました。

このような企業とは対照的に、気仙沼市の地元水産加工業を営む中小企業の社長さんは、九つのうち八つの工場が津波で全壊したにもかかわらず、８００人の従業員の１人も解雇せずに、工場の再建を目指しています。雇用を守るということは、地域のきずなを守ることにほかなりません。

話は飛躍しましたが、すべての大企業を否定するものではありません。企業誘致をやめるべきとは言いません。しかし、地元に根差している中小零細企業をしっかりと育てて、地元の雇用と消費をふやしていくために知恵を絞っていくことが、地域力の向上につながるのではないでしょうか。そのための施策を当市としてどのようにお考えなのか、伺います。

次に、２点目ですが、小規模工事希望者登録制度の導入について伺います。

小規模工事希望者登録制度とは、建設工事入札参加資格審査規程に基づく資格審査を受けていない業者でも、少額で内容が軽易な工事等の受注、施工を希望する業者を登録し、自治体が発注する小規模な工事・修繕などに受注機会を拡大する制度であり、地域活性化にもつながります。

鳥取県をはじめ、全国４６都道府県のうち４１１自治体に広がっています。当市においても公共施設等の修繕等については、小規模工事希望者登録制度を導入する考えがあるか、伺います。

次に、第４の質問、労働問題について伺います。

自治体では、公共事業として、さまざまな工事や役務が民間業者や委託業者に発注されています。国は、民間にできることは民間でと民間委託や民営化を推し進め、市場原理主義により、公共サービスの質の低下と低賃金労働を生み出しています。

また、自治体における入札制度は、価格だけを評価し、そのしわ寄せが下請や労働者に行きます。行政は公共性を伴うものであり、環境や福祉、公正な労働基準の確立など、社会的価値の実現に取り組むべき責務があると考えます。

２００９年１２月４日、参議院本会議において、公共事業における賃金確保法制定を求める請願が採択されました。同年９月には、千葉県野田市で野田市公契約条例が制定されています。

野田市の公契約条例では、公契約にかかわる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

条項には、市長が別に定める１時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならないとし、条例に定める事項の遵守状況を確認するため、必要があると認めるときは検査ができることが盛り込まれています。公共工事に従事する労働者の賃金を生活できる賃金にするために有効であり、最低賃金が低い青森県だからこそ実施する必要があると思います。

公共サービスの質を高め、労働者の賃金と労働環境を守るため、当市としても公共工事や役務の業務委託において公契約条例を定める必要性があると思いますが、当市の見解を伺います。

次に、最後になりますが、第５の質問、福祉問題。福祉安心電話の普及について伺います。

福祉安心電話とは、ひとり暮らしの高齢者等と病気や障害があって不安を抱えている方々を対象に、希望者を募って設置し、利用していただくシステムになっています。

高血圧や心臓病など持病を抱え、突然ぐあいが悪くなったときにも、ボタンを押すだけで２４時間対応してくれます。電話本体と、首にかけたり、携帯できるペンダントがあります。近隣に住む協力員や行政、消防署、病院などの関係機関とのネットワークを築いています。ボランティアの方が週に一度、安否確認の電話をかけてくれます。

実際に安心電話を設置されている方に感想をお聞きしたところ、ボランティアさんからの電話が大変うれしいということでした。８６歳の高齢者のひとり暮らしで、心臓病を患っていて、不安を抱えている方ですが、この安心電話で、何かあれば２４時間対応してもらえるという安心感が大変喜ばれています。

火災報知器もセットとなっているので、万が一火災になっても、自動的にオペレーターが消防車を要請するシステムになっています。ひとり暮らしの高齢者の方にとって心強い安心電話は普及するべきものと思います。

先日、温泉に行った際に、高齢者の方々の会話を小耳に挟みました。おいらせ町在住の方が、家には安心電話があり、それは町ですぐ取りつけに来てくれたと言っていました。三沢市在住の方がそれを聞いて、三沢にはそういうのはないのだよと話していました。安心電話というシステムを知らない方が多いのだと感じました。

また、知り合いで、ひとり暮らしの高齢者ですが、ひざと腰の悪い方で、突然、台所付近で動けなくなり、そのまま１日近く、身内

が訪ねてくるまで、固まったままその場にいたそうです。すぐに身内の方が救急車を呼んだとのことです。身内の方が頻繁に訪ねてくれるケースはまだいいのですが、そうでなければ、何日もその状態でいなければならず、重症化や、最悪、孤独死に至ってしまいます。

３月１１日の震災のときには、ボランティアの方々がひとり暮らしの安心電話設置宅に電話を入れて、安否確認をしたと伺っています。大変役に立っています。

三沢市では、６５歳以上の非課税一人世帯の方が平成２３年１月１日現在で１,６００人在住しているということです。

そこで、当市における現在の福祉安心電話の普及率と周知についてどのように対応されているのか、伺います。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの４番奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの奥本議員さん御質問のうち、基地内放射性廃棄物については私から、その他につきましては副市長及び担当部長からお答えをさせますので、御了承を願いたいと存じます。

基地内の放射性廃棄物につきましては、去る８月１０日、外務省から、米軍が東日本大震災の被災地で行った復旧支援活動、いわゆるトモダチ作戦に伴い生じた低レベル放射性廃棄物が、米軍三沢基地に存在するとの連絡を受けたところであります。

外務省によりますと、放射性廃棄物は、支援活動に従事した隊員の衣類や靴、航空機等の除染に用いた布などの固体廃棄物であり、安全かつ適切に管理されているため、外部への影響はないとのことでありました。

しかしながら、具体的な内容が不明であったことから、当日、外務省に対し、改めて放射性廃棄物の数量等について情報提供を求めたところであります。この求めに対し、外務省では、８月３１日に新たな情報を当市へ提供したところであります。

その内容は、三沢飛行場においては、布等の固体廃棄物を約２００リットルの容量があるドラム缶１１本に密閉した状態で保管していると。保管容器の周囲では、人体や環境に影響を及ぼす放射線は検出されていないとの説明を米軍から受けている。

また、本件廃棄物は、東京電力を含む日本側が責任を持って処分すべきであるが、具体的な処分方法については、東京電力を含む日本側で検討しているところであるため、やむを得ず米軍に、施設区域で引き続き保管するよう要請しているものである。しかしながら、可能な限り早く処分できるよう、日本側の検討及び日米間の協議を加速させたいと考えているとのことでありました。

このように、外部に影響がないとされているものの、放射性廃棄物が処分されるまでには相当の期間が要すると思われます。

このことから、今後も関係機関との連携を図りながら、市民の皆さんが不安を感じることのないように、引き続き情報収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　中小零細企業の支援についての１点目、地元企業の育成と雇用と消費をふやすための施策についてお答えをいたします。

現在、当市におきましては、中小零細企業への支援・育成対策として、商工会商工振興事業費補助金を通じて、経営改善普及活動強化対策事業や地域活力創造事業、誘客対策事業などを行っております。

具体的には、税務、労務等の手続の指導から、経営改善に向けた個別指導や講習会、研修会のほか、事業者が新たな分野への進出を図るための研修会の実施や、年間を通じた各種イベントなどを多数開催し、誘客に努めているところであります。

また、建設分野における地元企業の活性化対策といたしましても、産業活性化住宅新築リフォーム支援事業を昨年度から引き続き実施しているところであります。

そのほか、事業者の売上高の減少に対する支援といたしましては、当市独自の各種融資制度や、県と共同歩調で進めている融資制度を実施するなど、さまざまな支援対策を行っております。

また、今年度におきましては、厚生労働省が行っている地域雇用創造推進事業の事業採択へ向けた申請の準備を進めているところであり、このことによって、雇用の拡大、人材の育成、就職促進の三つ目のメニューの事業を展開しながら雇用の創出を図っていきたいと考えております。

具体的には、国際色を生かした商店街づくりのためのセミナーの開催や、地元ブランド商品の開発と販路拡大支援、国際観光ガイド養成講座の開催などを検討しており、消費の拡大を軸とした雇用創出につなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在の長引く不況の状況下において、地方における経済の活性化対策につきましては、非常に困難をきわめる事案でありますが、当市といたしましては、地元中小零細企業の活力こそが消費の拡大、雇用の創出を含めた市経済の発展につながると考えているところであります。

今後におきましても、引き続き地元中小企業者に対する適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　中小零細企業の支援についての御質問のうち、小規模工事希望者登録制度の導入についてお答えいたします。

市に税金を納めている地元の小規模工事業者を優先するために、小規模工事希望者登録制度を導入する考えはないかとの御質問でありますが、小規模工事希望者登録制度は、一般的に、小規模事業者の受注機会の拡大に努め、小規模事業者の育成や地域経済の活性化に寄与することを目的に、小規模な工事や修繕の受注を希望する業者に登録してもらう制度であります。

地元業者への発注につきましては、従来から当市の基本姿勢は、競争性、公平性、透明性の確保に留意した上で、地元業者の育成と雇用機会の拡大を図るため、地元業者で施工可能な工事は地元工事業者に発注してきておりますし、今後もその姿勢は変わらないものであります。

また、３０万円以下の小規模工事や修繕の受注につきましては、担当課長の決裁で発注でき、市に入札参加資格登録をしていない小規模な地元業者も受注可能となっております。

以上のように、当市では、小規模工事希望者登録制度によらなくても対応できていることから、現時点では、同制度を導入する必要はないものと考えております。

次に、御質問の公共工事等に係る公契約条例の必要性についてお答えいたします。

公共工事と役務の業務委託について、労働者の賃金と労働環境を守るために、公契約条例が必要ではないかとの御質問でありますが、長引く経済不況の中、疲弊した地域経済を立て直すための取り組みとして、公共工事に従事する建設労働者の適正な賃金が確保されなければならないということに関しましては十分に認識しているところであります。

しかしながら、公契約につきましては、国における明確な方針が示されておらず、また、一地方自治体において条例を制定するに当たっても、最低賃金法との整合性や条例の実効性など、さまざまな課題を抱えているのが現状であります。

このようなことから、公契約条例につきましては、最低賃金法の見直しや公契約法の制定など、国が法的措置を講ずるべきものと認識しておりますことから、今後の国における動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮古直志君）　福祉問題の福祉安心電話の普及率と、その周知方法についてお答え申し上げます。

当市では、高齢者福祉サービスの事業として、ひとり暮らし高齢者等で住民税非課税世帯の方を対象に、福祉安心電話の加入を支援し、生活の安心・安全の確保を図るため、無償で設置・加入できる緊急通報装置設置事業として実施しております。

この福祉安心電話は、機器本体、携帯用のペンダント、火災報知器の３種類の機器を設置し、緊急時の支援を行うシステムとなっております。ひとり暮らしの不安を和らげるとともに、社会福祉協議会による週１回の電話訪問での安否確認や各種相談を行うことにより、地域で安心して生活できるよう支援する制度でございます。

御質問の普及率につきましては、設置対象者である６５歳以上のひとり暮らしの方、人数１,０９０人に対し、設置台数は９２台で８.４％となっており、そのうち身体障害者の方の設置台数は２４台でございます。

設置理由の主なものは、病気、障害、高齢によるものなどとなっており、福祉安心電話の設置時の平均年齢は約８２歳となっております。

次に、周知方法についてでありますが、まず、当市で実施しているひとり暮らし高齢者実態調査におきまして、在宅介護支援センターの相談員が高齢者の自宅を直接訪問して、制度の説明などにより周知を図っております。

また、地域の民生委員の方々にも、ひとり暮らし高齢者世帯を訪問した際に、制度の説明や申請の助言・支援をしていただいております。

その他の周知方法として、福祉事務所の窓口相談、ホームページ等の掲載や、介護事業所を通して、必要と思われる方への周知・説明を行っております。

今後におきましても、周知活動を継続するとともに、ひとり暮らし高齢者などの安心した暮らしを守るため、福祉安心電話の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　経済部長。

○経済部長（中野渡　進君）　原発事故に伴う農水産物の安全対策についてお答えいたします。

東日本大震災に端を発した東京電力福島第一原子力発電所の事故により大量の放射性物質が放出され、福島県を中心に、農林水産物の出荷制限や風評被害など、農林漁業者への直接・間接的被害だけではなく、消費者の食への不安が広がるなど、大きな問題になっております。

このような原発事故に起因した農水産物の安全対策及び風評被害については、青森県内にまで影響を及ぼしていることから、県では、県産農林水産物の安全性を確認することを目的に、放射性物質測定機器を４台購入し、本年７月より、農林水産物の放射性物質のモニタリング調査を開始いたしました。

当該モニタリング調査の概要といたしましては、県内全域を対象とした農林水産物約１,０００検体について、市町村をはじめ、各関係機関、生産者の立ち会いのもと採取し、測定結果を県のホームページで公表するものであります。

９月１日現在の調査結果によりますと、当市の代表的な作物である大根、ニンニク、バレイショ、ゴボウ、キャベツ、水稲、また、三沢沖で採取したゴマサバ、スルメイカからは、いずれも放射性物質が検出されず、安全性が示されたところであり、今後におきましても、ナガイモや稲わら、サケ、ホッキガイなど、数検体について引き続き調査を実施することといたしております。

次に、当市の取り組みといたしましては、国が７月２５日付で、高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用、生

産、流通の自粛について通知したことを受け、流通や施用を未然に防止する目的として、７月２９日と８月１日に畜産農家、８月３日には野菜生産農家等に対し、緊急に説明会を開催し、情報提供や意見交換をいたしました。

また、国は８月１日付で、放射性セシウムを含む肥料、土壌改良資材、培土及び飼料の暫定許容値の設定について通知をしたことから、市は市内で生産された堆肥の安全性を早期に確認するため、独自調査によりまして、８月５日から８日にかけて、畜産農家１４戸から採取した堆肥の放射性物質検査を実施したところ、すべての堆肥について、暫定許容値以下の測定結果となり、堆肥の安全性が確認された旨を畜産農家、野菜生産農家及びマスコミに対してお知らせしたところであります。

また、直接、生産・流通に携わるおいらせ農業協同組合や三沢市漁業協同組合におきましても、独自の調査を実施するなど、風評被害に対する迅速な対応ができる体制づくりをしております。

今後におきましては、市内農家の皆様方をはじめ、消費者の皆様方の一番の関心であります食の安全性について、県のモニタリング調査結果を含め、市の独自調査も行いながら市のホームページ上でお知らせするなど、当市の農水産物の安全・安心をＰＲしてまいりたいと考えております。

○副議長（小比類巻雅彦君）　４番。

○４番（奥本菜保巳君）　それでは、再質問させていただきます。

まず１点目です。基地内低レベル放射性廃棄物保管についてですが、この問題、低レベル放射性廃棄物が基地内に保管されているという情報提供が極めて遅いということです。

トモダチ作戦は３月末から４月ごろの話ですし、それがなぜ今ごろになって、外務省から簡単な内容のものでしか来なかったのか。しっかりとした詳しい情報をもっと早く提供できなかったのか。人体や環境に影響が及ぶ放射線ではないからいいというわけではないと思います。

基地に起因する問題は多いです。軍事機密でもないわけですから、地元にかかわることはしっかりと報告してもらうという体制で臨まなければ、地元軽視につながり、何でも簡単な事後報告で終わってしまうということが懸念されます。

外務省云々ではなく、地元自治体、当局として、地元司令官に対してどのような対応をしたのでしょうか、この点について伺いたいと思います。

次に、中小零細企業の支援、公契約条例について再質問をさせていただきます。

今まで当局、行政の皆さんが、中小零細企業の育成のために一生懸命対応していたということは私も知っています。

しかし、地元の中小零細企業が、ただ補助金や資金の貸し付けだけの支援では、それだけでは、やはりなかなか発展できない。やはり自力をつけていただく、力をつけていただく、そのための社会的価値の向上に努めていただけるような支援が必要だと思います。

各種セミナーなど、情報提供だけではなくて、例えば専門的な――行政の皆さんは人事異動があって、一生懸命やっていらっしゃるのですが、違う担当の方に移るケースもあります。大変専門的な――企業誘致にしても、産業育成にしても、本当にこれはプロでなければなかなか難しいものだと私は思っています。

ですので、専門的な知識と経験を持っているプロの方を登用して、地元企業を導いていただけるような、そういうふうなことで自力をつけていただく。地元の企業の方にどんどん努力をしていただいて、そして、地元ではできないというハードルの高い公共事業に対してもきちんと対応できる、それだけ自力をつけていただける企業に成長していただけるような、そういう支援が必要ではないかなと思います。ぜひそのことについても御答弁をお願いしたいと思います。

そして、公契約ですけれども、当市が発注する公共工事で、地元の業者を活用されている。そして、その地元の業者で働く若い方々、こういった方々が結婚して子供を育てられる、そういう賃金が私は必要だと思います。

調べたところ、三沢市の公共工事の落札率、平均で大体９３％です。それがしっかりと働いている人たちに還元されるようにするべきですし、それが公共サービスの質を高めて、市民が安心して暮らすことのできる地域・社会づくりへと発展していくと思います。

そのことを踏まえながら、そういう方向性で検討すると。すぐに公契約条例をつくるということは大変なことです。しかし、一度、中身をしっかりと検討していただき、働いている方たちの条件等を精査していただきたい。そういうことで、方向性をどのようにされるのかということをもう一度聞きたいと思います。

次に、最後ですが、福祉安心電話の普及について再質問させていただきます。

周知も一生懸命頑張っていらっしゃるということは、よく理解できましたけれども、実際には、やはり９２台、８．４％で、私はもっと必要な人がたくさんいらっしゃると思います。

私は、税務課から聞いたら、非課税世帯の６５歳以上は１，６００人いるというふうに聞いたので、やはりその中で９２台というのは、私はちょっと少な過ぎるのではないかと思っています。もっと必要な方も実際に私は見ていますし、この辺のことで、もっと周知徹底が必要だと思います。

あと、ボランティアさんが、これは週に１回電話をかけるボランティアさんなのですが、この方たちが少ないということで、このボランティアさんの募集にも力を入れるべきではないかなというふうに思います。そのことについてもう一度お伺いしたいと思います。

○副議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

政策財政部長。

○政策財政部長（米田光一郎君）　基地内の放射性廃棄物の再質問にお答えいたします。

情報提供が遅い、しっかりと報告を求めるべきであろうかと。例えば、市長が地元の司令官に直接情報提供を求めるべきではないかということでございますが、情報提供そのものが外務省からございましたので、その内容を再度、発信元である外務省に通すのが筋であると考えております。

以上であります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　中小零細企業にもっと力をつけるような専門的な指導員というお話でございます。

今まさに商工会のほうで、そういう専門的な経営の指導を行っている指導員がいらっしゃいまして、いろいろな税務とか財務とか、さまざまな指導をやっているわけでございます。それも一つの方法ではないかというふうに思います。

また、先ほど私のほうで答弁をさせていただきました、地域雇用創造推進事業というものを、今、厚生労働省のほうで事業化をしておりますが、これに向けて、採択に向けて、今、準備を進めておりまして、これは来年３月が採択の期限でございます。それに向けて今、作業を進めておりますが、この事業そのものは３カ年の事業でございまして、１カ年当たり５，０００万円ぐらいの補助金が出ると。これは、まさに中小企業の育成、それから雇用を生み出す対策、さまざまな専門的分野での講師を招いて具体的な指導をしていただくと。まさに今、議員がおっしゃったような形の事業が展開できるというふうに思っておりますので、この採択に向けて、私どものほうで今、鋭意作業を進めているところでございます。

以上です。

○副議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　公契約条例の再質問にお答えさせていただきます。

当市では、下請業者でありますとか、あるいは労働条件の悪化を未然に防ぐために、５,０００万円以上の工事につきましては、低入札価格調査制度を適用しておりまして、今後につきましても、同制度により、労働条件の悪化につながるダンピング防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、公契約条例の件につきましては、やはり賃金とか、あるいは労働条件等につきましては、国において法律によって制定すべきものというふうに認識しておりますことから、今後も国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮古直志君）　福祉問題の再質問についてお答え申し上げます。普及率を上げるための周知方法、また、ボランティアということについての回答をさせていただきたいと思います。

まず、普及率を上げるためということも先ほど議員さんからございました。実は、先ほど私、答弁で申し上げましたけれども、今回、安心・安全の電話をつける主な設置理由として、病気、障害、高齢等の要因を挙げさせていただきました。

そのほかに、これをやるに当たって、実は近くに自分の子供さんがいて、必要がないというふうな御意見もございました。また、親族が近くにいるので安心だという御意見もございました。また、大変これは恐縮なのですけれども、比較的若くて健康なので余り必要ないという御意見も多々ございました。

これらも踏まえまして、我がほうとしましては、この事業につきまして十分検証しながらやっていきたいと思っております。

ちなみに、十和田市が普及率３.７％、八戸３.４％、三沢は８.４％ということで、数字的には若干多いように感じられますけれども、これにつきましても十分内容を精査しながら、この事業を進めてまいりたいと考えております。

また、ボランティアのことについての御質問がございました。これにつきましては、業務の委託先でございます社会福祉協議会と十分連携を図りながら、この事業の推進に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　４番。

○４番（奥本菜保巳君）　それでは、再々質問させていただきます。

まず、先ほどの１点目の問題ですが、外務省云々ではなくて、さっきも私は言いましたけれども、事件は外務省で起こっているのではなくて、地元で起こっているのです。ですから、地元の対応というのが一番大事だと思います。そんな無責任な対応というのは、私は絶対にするべきではないと思いますので、これはもう一度答弁をお願いしたいと思います。

国に任せるのではなくて、自分の地域は自分たちで守るというような意気込みがなければ、私は、行政というのは姿勢がなっていないと思いますので、その辺もう一度お願いします。

あと、安心電話の件ですけれども、普及率が８.４％で、八戸とか十和田に比べて多いというふうな話をされていましたけれども、おいらせ町では、５００人ぐらいの方に対して９０台を設置されています。ですから、私は、ほかの自治体でいいことをやっているならまねるべきだと思いますが、ほかがつけていないから、うちもいいのだという話にはならないわけですよ。

私もある方に、ぐあいがいつも大変悪くて、８６歳の方ですが、最初は要らないと言ったのです、安心電話は。だけれども、家族が心配しているのですよ。たった一人でお母さんがいると、いつ倒れるかわからないわけですから。私は、家族が安心するから、つけたらどうですかという話をしました。実際

に、遠慮していましたけれども、つけました。そうしたら、つけたときに大変喜んでいたのですよ。ボランティアさんが１週間に１回、大丈夫ですかと話を聞いてくれると、すごく安心だというふうに喜んでくれているのですよ。

ですから、そういうふうな話は必要ないと思います。きちんと必要な方に、要らないからとか、そういう問題ではないのですよ。つけるべきだと思います。もう一度答弁をお願いします。

○副議長（小比類巻雅彦君）　答弁を願います。

政策財政部長。

○政策財政部長（米田光一郎君）　放射性廃棄物の再々質問にお答えいたします。

当該問題は、三沢以外の八つの基地でも同様の問題がございます。そのため、統一的な判断が必要であろうかと思います。このことから、市長が司令官に問い合わせするよりも、外務省に問い合わせしたほうがより適切であると考えております。

以上であります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮古直志君）　再々質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、先ほど来お話ししましたけれども、十分に検証の作業を行い、議員さんお話のとおり、十分にこれについてはいろいろと状況、また、社会的なニーズ等もはかりながら、十分検証して実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小比類巻雅彦君）　以上で、４番奥本菜保巳議員の質問を終わります。

○副議長（小比類巻雅彦君）　本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日も引き続き、一般質問を行います。

午後　３時３０分　散会